

（仮称）日立市立学校再編計画（素案）

子どものための環境づくりを ～市民とともに～

（2021～2030）

令和2年 月

日立市教育委員会

目 次

はじめに

はじめに	1
------------	---

I 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	4
2 関連する計画との関係	4
3 計画の取組期間	5

II 学校の現状と課題

1 児童生徒数の推移と推計	8
2 学校規模の推移と推計	8
(1) 小学校	
(2) 中学校	
3 通学の現状	9
4 施設整備の現状	10

III より良い学習環境づくりのために

1 日立市立学校適正配置基本方針	12
2 一人一人の成長を支えるための学校再編	12
(1) 小中連携の更なる強化（小中一貫教育の推進）	13
ア 小中一貫教育の形態	
イ 小中一貫教育カリキュラム（教育課程）の作成	
(2) 学校が連携しやすい環境整備	15
ア 小・中学校のグループ化	
イ 学校規模や通学距離等を考慮した7つのエリア	
ウ 連携のためのICT環境の整備・充実	
(3) 地域とともにある学校づくり（家庭・地域との連携）	17
ア 学校運営協議会制度の活用（コミュニティ・スクール）	
イ 「ひたちらしさ」を活かした教育（地域を愛し担う人材の育成）	
3 再編の取り組み方	18
(1) 目指す学校規模を下回る学校への対応	18
ア 小学校	

イ 中学校	
ウ 取組の時期	
(2) 再編の方法等	19
(3) 通学時の安全等	19
ア 距離	
イ 通学方法	
ウ 安全性の確保	
(4) 児童生徒への配慮	19
(5) その他の配慮事項	20
ア 保護者負担への配慮	
イ 学童保育の充実	
ウ 跡地活用	

IV 新しい学校配置案

1 学校再編の優先順位	22
2 全体の再編スケジュール	22
3 配置案	24
(1) 十王・豊浦エリア	24
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(2) 日高・田尻・滑川エリア	26
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(3) 本庁エリア	28
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(4) 多賀北エリア	30
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	

エ 第2期終了後の配置案	
(5) 多賀南エリア	32
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(6) 南部エリア	34
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(7) 中里エリア	36
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
4 全体の配置案（第2期終了後の学校の位置）	37
5 再編の進め方	38

V 資料編

1 日立市立学校適正配置基本方針	41
2 小中一貫教育の概要	51
3 学校等設置状況	54
4 学校基本情報	56
5 未就学児分布（7つのエリア）	64
6 津波ハザードマップ	70
7 洪水ハザードマップ	72
8 土砂災害ハザードマップ	73
9 第4期終了後の配置案	74
10 検討委員会における検討経過（H28年度～R2年度）	75

I 計画策定に当たって

I 計画策定に当たって

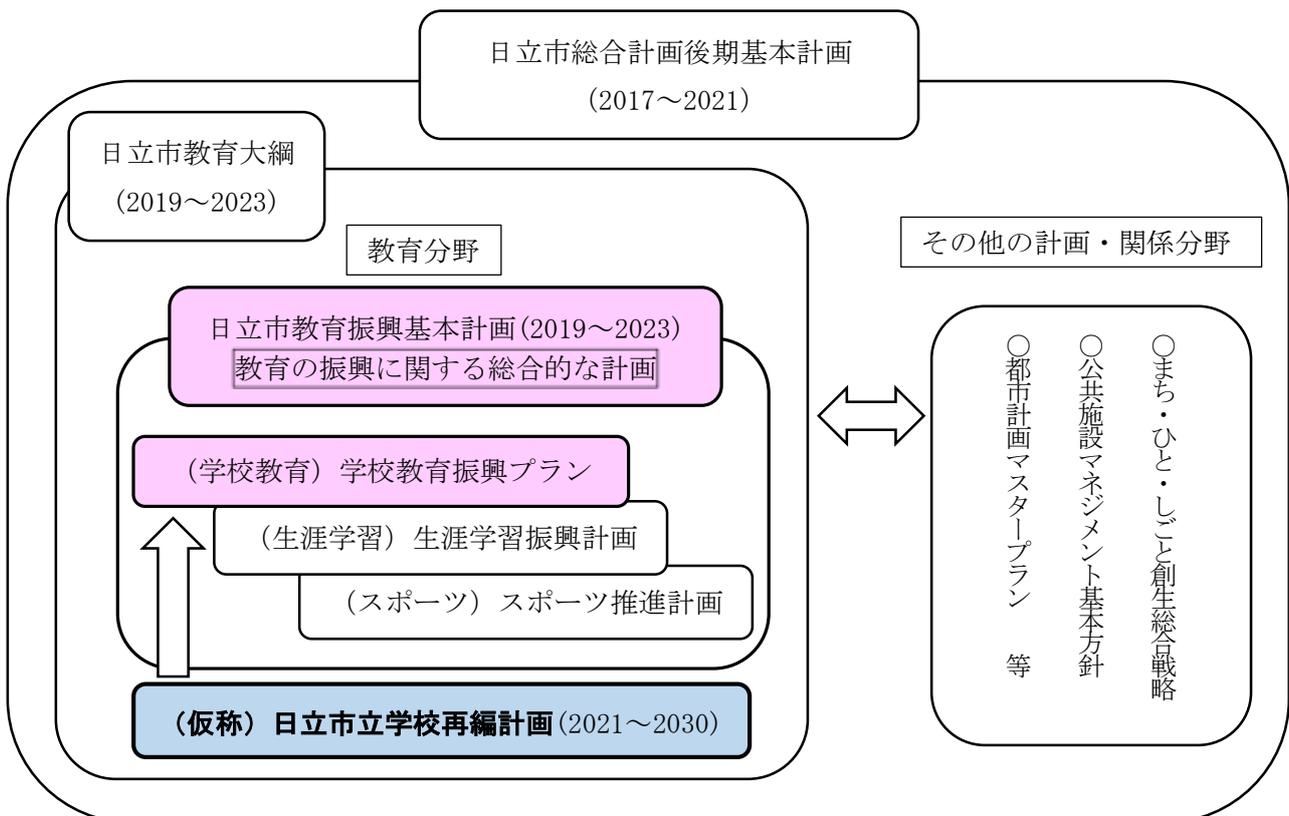
1 計画策定の趣旨

近年、学校では、児童生徒数の減少によって様々な教育的課題が指摘されるようになりました。その課題の解消に向けて、先に策定した「日立市立学校適正配置基本方針」（平成30年3月。以下「基本方針」という。）で、学校の再編において目指す学校の規模など、再編を進める上での基本的な考え方をまとめました。（12 ページ参照）

日立市立学校再編計画（以下「本計画」という。）は、「基本方針」に基づき、学校再編の全体像を示した上で、今後おおむね10年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするために策定するものです。

2 関連する計画との関係

本計画は、「日立市教育振興基本計画【学校教育】」（平成31年3月策定。以下「振興基本計画」という。）の着実な推進のため、その他の計画との整合を図りつつ、本市学校教育をより効果的に進めるための環境づくりを担います。



3 計画の取組期間

- (1) 学校の再編は20年先を見据え、5年間を1期として4期に分けて取り組みます。
- (2) 本計画での取組期間は、令和3年(2021年)から令和12年(2030年)までの10年間、第2期までとします。
- (3) 計画内容は、学校教育を取り巻く環境の変化や教育に関する制度改正、本市における各種計画等を踏まえ、3年程度を目安に再編の進捗を検証し、次期計画の見直しを行います。

【第1次】

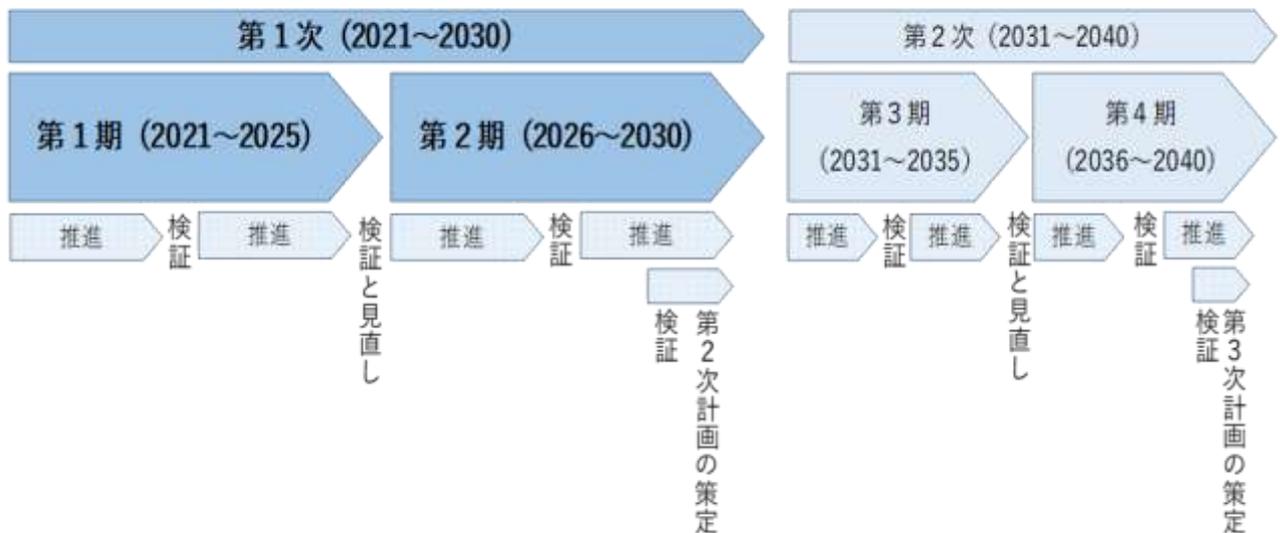
第1期：令和3年(2021年) ～ 令和7年(2025年)

第2期：令和8年(2026年) ～ 令和12年(2030年)

【第2次】

第3期：令和13年(2031年) ～ 令和17年(2035年)

第4期：令和18年(2036年) ～ 令和22年(2040年)



Ⅱ 学校の現状と課題

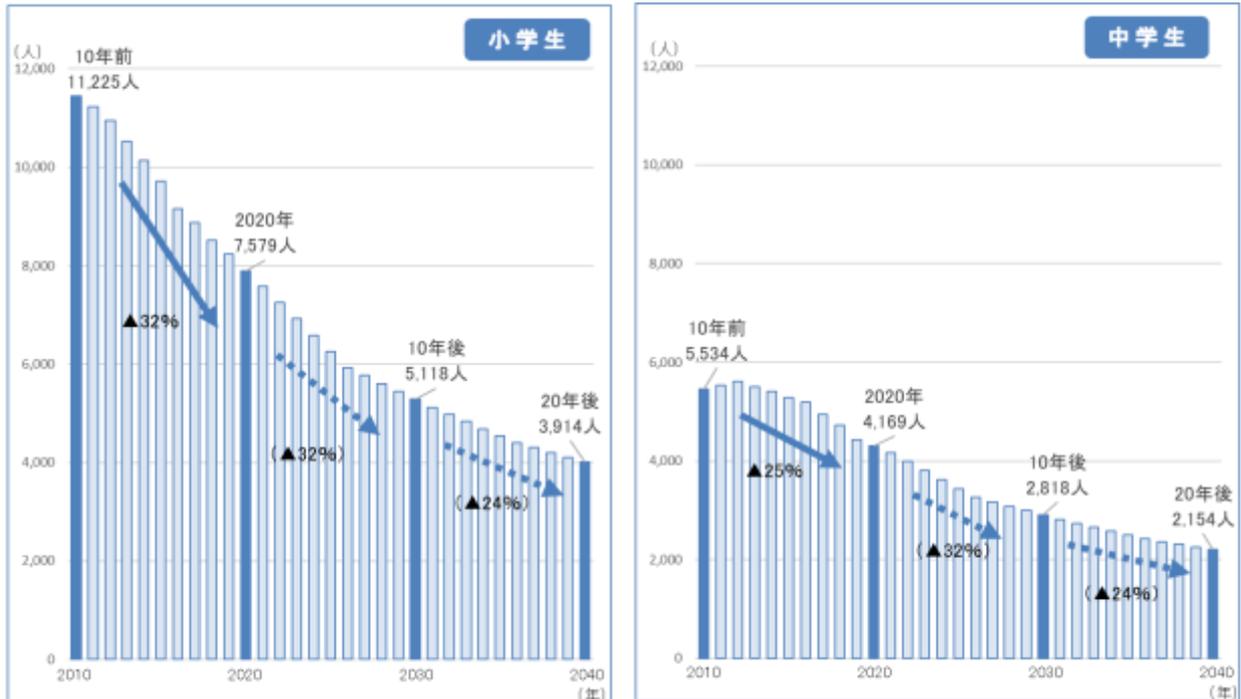
Ⅱ 学校の現状と課題

1 児童生徒数の推移と推計

本市の児童生徒数は、昭和56年（1981年）をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）5月1日現在では、ピーク時の35.5%となっています。

10年後の令和12年（2030年）の児童生徒数は令和2年と比べて32%減と予測されており（図1）、減少傾向が続くことが見込まれます。

<図1> 児童生徒数の推移と推計



推計は、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した市町村別の人口推計値を基に算出

2 学校規模の推移と推計

(1) 小学校

令和2年（2020年）の市立小学校の学級数は、10年前との比較で25%の減となっています（図2）。半数以上の小学校が、「基本方針」で定めた本市の目指す学校規模である「各学年2学級以上」を下回り、2つの学年で1学級を編制する複式学級を有する学校やクラス替えのできない学年が複数ある学校があります。10年後の令和12年（2030年）には半数以上の学校でクラス替えができなくなる状況になると予測されます。

複式学級を有する学校は、「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある(※)」といわれているため、複式学級の早期の解消に向けた取組が必要です。

また、学級の人数が少なくなることやクラス替えができなくて、人間関係の固定化に対する懸念、集団学習や班活動の制約、学校行事の教育効果の低下など様々な課題が顕著になり、今後求められる教育活動を充実させることが困難になると指摘されています。

※ 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（平成27年1月）から引用

(2) 中学校

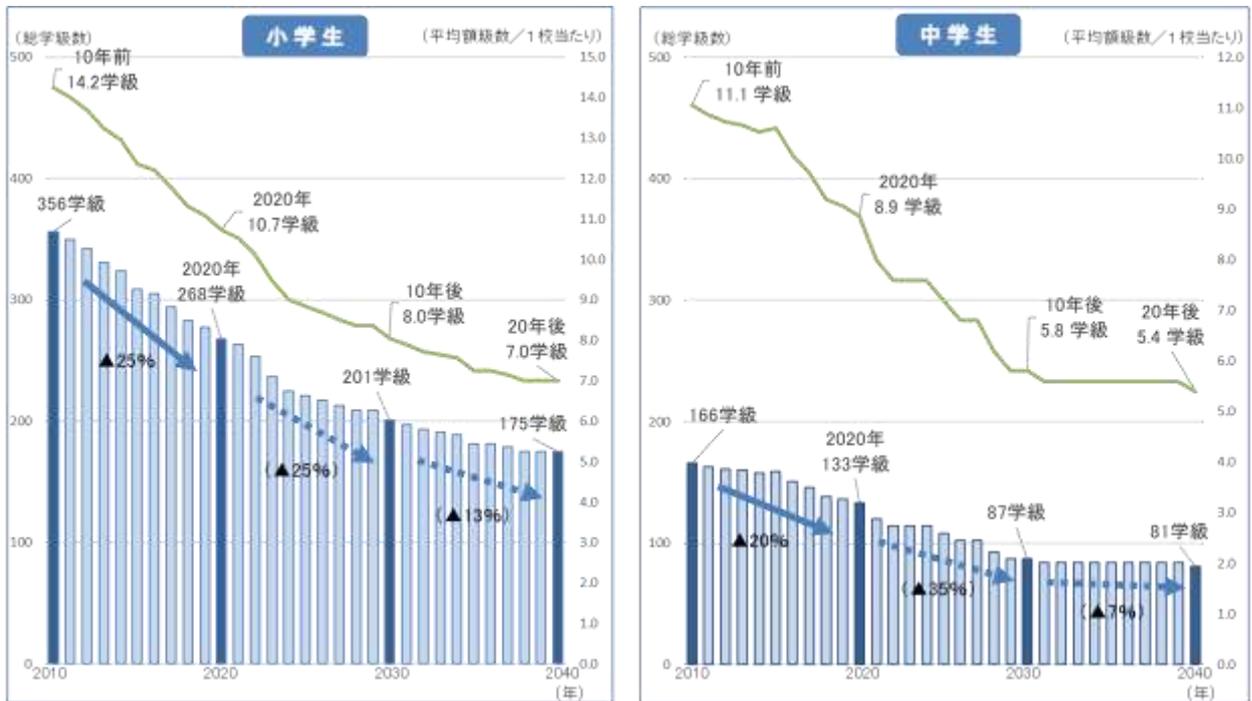
令和2年（2020年）の市立中学校の学級数は、10年前との比較で20%の減、10年後の令和12年（2030年）には、更に35%の減となると推計されており（図2）、3分の1の学校でクラス替えができない状況になると予測されます。

現在、およそ半数の中学校で本市の目指す学校規模である「各学年3学級以上」を下回り、生徒の相互研鑽の機会が少なくなるとともに、教員の配置や部活動などに支障が出ています。教員配置の少ない学校では、少人数指導など、多様な学習形態をとることや教員同士の相互研修なども難しくなります。

また、心身ともに大きく成長する時期にスポーツや仲間との活動に親しむことは、生涯にわたって健康な肉体を維持し、人生を豊かに過ごす基礎となる大切なことです。

しかし、学校の小規模化により部活動の種類が限られ、望ましい活動ができなくなっています。本市の中学生に、その機会を等しく提供することが必要です。

<図2> 学校規模の推移と推計



推計は、令和2年度の国・県の学級編制基準等（1学級当たり、小1、2は35人、それ以外は40人）に基づき算出

3 通学の現状

東西を海と山に挟まれ、市域が南北に長い本市では、縦長の地形に沿って多くの小・中学校が配置されています。人口増加に伴い、昭和40年代後半以降に山側の斜面に相次いで造成された大規模団地は、山側団地と呼ばれています。

山側団地からの通学路は、大半が急な坂道で時間もかかり、子どもたちの身体的な負担は少なくありません。

本庁地区や多賀地区などの市の中心部では学校数が多いことから、山側団地を除き、通学距離が比較的短い傾向にあり、市の北部や南部の地域では、通学距離が比較的長い傾向にあります。市内で最も長い距離を徒歩通学している小学生は、自宅から学校までおよそ3km、通学時間は1時間程度となっています。中学生は、徒歩通学ではおよそ2kmで約30分、自転車通学ではおよそ4kmで25分程度の通学時間となっています。そうした状況にあ

っても、市立の小・中学校の通学距離は、全校が国の定める基準(※)の範囲内となっています。

※ 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第2号に公立学校の適正な通学距離として、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること」と規定されています。

4 施設整備の現状

昭和50年代前半までに建設された学校は、40年を経過し老朽化が著しいことから、計画的に校舎の改築や大規模改造を行ってきましたが、東日本大震災を契機に校舎の耐震化が急務となり、校舎の耐震補強を先行してきました。

このような状況の中、現在、児童生徒の安全確保のため、仮設校舎での対応を余儀なくされている学校については、学校再編時に校舎改築等の整備を図ることとしています。

児童生徒の安全・安心かつ快適な学校生活と、今後必要とされる教育環境の整備・充実のために、計画的に施設整備を図っています。

Ⅲ より良い学習環境づくりのために

Ⅲ より良い学習環境づくりのために

1 日立市立学校適正配置基本方針（平成30年3月策定）（41ページ参照）

本市では、学校が小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向け、学校の適正配置の基本的な考え方と具体的な計画づくりのための指針として「基本方針」を策定しました。

学校は、児童生徒の確かな学び、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものです。

学校の規模が小さくなると、人間関係の広がり、学習形態の多様さ、課外活動の種類などが制限され、本来それらを通して得られる社会性や人格形成に必要な成長の機会を狭めてしまう懸念があります。人間関係上のトラブルなどに、クラス替えで対応できる場合も少なくありません。

また、児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな学習指導や生活上の指導、教員の相互研修、児童生徒と向き合う時間の確保など、一定の学校規模を確保することで教員の配置が充実し、多様な指導体制や学校運営体制を整えることが可能になります。

さらに、教育の機会均等の視点からも、学校規模をできる限り標準化することが必要であるため、本市が目指す学校規模を次のとおりとしました。

【小学校】

クラス替えができる各学年2学級以上

【中学校】

クラス替えができ、かつ、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

また、児童生徒の学習環境を整え、目指す学校規模を確保していくため、通学区域の見直しや学校の統合など、学校の再編を進める際の留意事項を次のとおりとしました。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 適正な配置バランス | (2) 通学時の安全等 |
| (3) 校舎の安全 | (4) 児童生徒への配慮 |
| (5) 地域への配慮 | (6) 中里小・中学校について（取扱い） |
| (7) 学校の新たな「かたち」づくり | |

特に「(7) 学校の新たな「かたち」づくり」では、これからの本市教育の土台となるものとして、小中連携教育を更に強化する体制づくりや、地域の核としての学校の在り方を再構築しながら、地域とともにある学校づくりを進める考えを示しています。

2 一人一人の成長を支えるための学校再編（14ページ＜図3＞）

本市では、「振興基本計画」に基づき、社会や人生を豊かにする感性を磨く学習や体験活動、急速なICTの進展に対応できる教育の充実や環境の整備、社会のグローバル

化に対応できるコミュニケーション能力の育成や英語教育の充実などに取り組んでいます。

こうした本市教育の一層の充実を図るため、これまで取り組んできた小中連携教育を発展させた小中一貫教育に市内全校で取り組むとともに、小・中学校や家庭、地域との連携を更に進めていく中で、未来を拓く人材の育成を目指します。

学校の再編は、児童生徒一人一人の成長を支えるため、目指す学校規模の維持・確保に努めるとともに、小中一貫教育を実践するための環境を整え、教育効果を最大限に引き出す体制づくりを担うものです。

(1) 小中連携の更なる強化（小中一貫教育の推進）

小中連携教育や小中一貫教育が全国的に取り組まれてきた大きな理由は、中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応を起す、いわゆる「中1ギャップ」への効果的な対応の必要性です。その対応のため、本市においても小中連携教育に取り組み、成果を積み重ねてきました。今後は、この成果を基に、更に効果的な取組を進めていく必要があります。

小・中学校の連携を更に強化した小中一貫教育は、教職員が9年後の目指す児童生徒の姿を共有し、協働して取り組む教育活動です。本市では、小中一貫教育に取り組み義務教育9年間を通し、校種の垣根を越えて、教職員が共に一人一人の成長を見守り個性や発達の状況を理解して接することで、教職員と児童生徒の信頼関係を深め、学校生活や学習への不安の軽減につなげます。

ア 小中一貫教育の形態（51ページ参照）

小中一貫教育の形態には、校舎の配置から施設一体型、施設隣接型、施設分離型などがあります。要件が整う場合は、施設一体型としての整備を検討しますが、本市では、既存の学校敷地を活用しながら、主に施設分離型での小中一貫教育に取り組みます。施設分離型では、小・中学校が独立しているために、校舎間の距離がデメリットとされる一方で、小学校の最高学年を経験することで大きな成長が促される、また、中学校進学に憧れや期待感を持たせるなど、学校が独立していることが指導上のメリットです。施設分離型のメリットを最大限に生かしながら、取組を推進します。

推進に当たっては、市教委に小中一貫教育コーディネーターの配置を検討するなど、これまでの小中連携教育から更に高度な連携となるよう支援体制を整備します。

イ 小中一貫教育カリキュラム（教育課程）の作成

児童生徒の健やかな成長を支えるため、義務教育の9年間を見通し、発達段階に応じた学びの連続性と適時性に配慮した本市独自の小中一貫教育カリキュラムを作成します。

このカリキュラムに基づき、教職員が、小・中学校それぞれの段階での発達状況や学習の習熟度などを十分に共有し、一人一人に合わせた指導を行うことで、これまで以上に指導内容の広がりや深まりが生まれ、児童生徒の興味関心を喚起し学習意欲を高め、学力の向上につなげます。

<図 3 >

日立市教育振興基本計画【学校教育】

未 来 を 拓 く 人 づ く り



目指す子どもの姿「ひたちっ子」

ひ 広い視野で世界にはばたく 考える子
 た たくましく未来を切り拓く 元気な子
 ち 地域を愛し心豊かに生きる やさしい子



↑
学校再編が目指すのは人づくり

学校再編	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #e0ffe0;">指導力の向上</div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #e0ffe0;">学ぶ意欲の向上</div> </div> <div style="background-color: #e0b0ff; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">9年間の成長を支える取組 <small>（小中一貫教育）</small></p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0 0 0;">一人一人の発達段階を意識した小中教職員の連携した指導など、9年間を見通した学びと成長を支える環境を整えます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 0.8em;">↑</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 0.8em;">↑</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 0.8em;">↑</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 0.8em;">↑</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 0.9em;">小中連携の更なる強化 （小中一貫教育の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の形態は主に施設分離型 ・小中一貫教育カリキュラムの作成 </div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 0.9em;">学校が連携しやすい環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のグループ化 ・規模や通学距離を考慮した7つのエリア設定 ・連携のためのICT環境の整備・充実 </div> </div> </div>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">地域とともにある学校づくり （家庭・地域との連携）</p> <p style="font-size: 0.7em;">○ 学校運営協議会制度の活用 ○ 「ひたちらしさ」を活かした教育</p>
	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">目指す学校規模</p> <p style="font-size: 0.9em;">○小学校 クラス替えができる各学年2学級以上 ○中学校 クラス替えができ、指導体制が充実する各学年3学級以上</p>	
基本方針	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">学校規模の維持・確保で可能となるのは…</p> <p style="font-size: 0.8em;">・子ども同士の幅広い交流 ・人間関係の固定化を回避 ・クラス替え ・部活動の選択 ・教職員数の確保</p>	

(2) 学校が連携しやすい環境整備

本市では、地理的要因や学区が定められた経緯などから中学校への分散進学（1つの小学校から複数の中学校へ進学すること）が多く、小・中学校間や中学校と地域との連携が進めにくい状況にあります。

本市において、効果的に小中一貫教育を実践するには、中学校を中心としたバランスの取れた学校配置への見直しや学校規模の維持・確保、分散進学の解消などが必要です。

学校再編を通して、このような課題に取り組むとともに、遠隔授業やテレビ会議などの学校間の連携を支援するICT環境の整備を進めます。

ア 小・中学校のグループ化

分散進学を解消し、中学校を中心とした学校配置に見直します。児童生徒の居住分布に応じて、中学校1校に対し小学校2～3校を小中一貫教育グループとし、それぞれの学校において目指す学校規模を確保するとともに、グループとしての目指す児童生徒の姿や教育目標を共有し、小・中学校の教職員の協働の下、児童生徒の9年間の成長を支える体制を整えます。

後述するように、学校間だけでなく、目指す児童生徒の姿や教育目標を、家庭や地域とも共有することで、より円滑で密接な連携と協働が期待できます。学校のグループ化と併せて、そのような体制づくりに取り組み、小中一貫教育の実践を支えます。

イ 学校規模や通学距離等を考慮した7つのエリア（16ページ<図4>）

小・中学校のグループ化に当たっては、目指す学校規模を確保した上で、通学距離や居住分布、地域間の関係性、歴史的・地理的要件などを考慮し、市内を下記の①～⑦のエリアに分け、各エリア内の学校を、中学校1校、小学校2～3校のグループとし、小中一貫教育を推進します。

【7つのエリア内の小・中学校】

エリア	小学校	中学校
①十王・豊浦	山部小、楡形小、豊浦小	十王中、豊浦中
②日高・田尻・滑川	日高小、田尻小、滑川小	日高中、滑川中
③本庁	宮田小、仲町小、中小路小、助川小、会瀬小	駒王中、平沢中、助川中
④多賀北	成沢小、諏訪小、油縄子小、大久保小	多賀中、大久保中
⑤多賀南	河原子小、大沼小、水木小、塙山小、金沢小	河原子中、台原中、泉丘中
⑥南部	大みか小、久慈小、坂本小、東小沢小	久慈中、坂本中
⑦中里	中里小	中里中

ウ 連携のためのICT環境の整備・充実

小中一貫教育を行う中で、グループ内の学校が円滑に連携し、教育活動を充実していくためには、児童生徒の日常的な交流が欠かせません。

施設分離型においては、学校間の距離というデメリットを補う工夫が必要です。学校行事や校外学習など、子どもたちが触れ合える機会が更に有意義なものとなるよう、インターネットを使った交流や共同学習など、日常的なICTの活用が必須です。

また、校務支援システムやインターネット等を活用して他校と効率的に連携し、学校間の距離や連携に係る教職員の負担を軽減することで、児童生徒一人一人に向き合う時間が増え、更なる教育活動の充実を可能とすることができます。

日常的・効率的な連携の促進に当たり、タブレット端末やプロジェクタ等の配備のほか、校内LANの高速大容量化などのICT環境の整備を進めます。

(3) 地域とともにある学校づくり（家庭・地域との連携）

子どもたちは中学校を卒業し、やがて、地域を担う側として活躍する存在となっていきます。地域の人材や資源を活用した教育活動等により、子どもたちの成長が地域に支えられている一方で、地域の課題解決に向けて学校や児童生徒が積極的に貢献するなど、双方向の関係作りを進めることが、再編後の新しい学校を核とした地域の絆を深めることにつながると考えます。

9年後の目指す児童生徒の姿を学校と家庭、地域が共有し、協働して成長を支える取組を通して、子どもも大人も地域の一員として、自らが主体となって地域の活性化に取り組む態度を育む学校づくりを進めます。

このような取組は、学習指導要領にも盛り込まれたESD(※)の理念でもあり、地域貢献にとどまらず、国際社会が必要とする人材育成にもつながるものです。

※ ESD (Education for Sustainable Development) は「持続可能な開発のための教育」と訳され、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。学校教育の中では、教科等を越えた教育課程全体の取組を通し、児童生徒の一人一人が、自然環境などの地球規模の課題を自らのものとして捉え、解決に向けて自分ができることを考え実践できるようになることを目指しています。

ア 学校運営協議会制度の活用（コミュニティ・スクール）

学校が抱える課題は多様化・複雑化し、学校単位の取組では十分な対応が難しくなっています。

また、子どもたちの生きる力は、学校だけで育まれるものではありません。地域社会とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、実社会に裏打ちされた幅広い知識と能力が生まれ、子どもたちは心豊かにたくましく成長し、やがて、地域を担う存在となっていきます。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、学校と家庭、地域が連携して地域全体で児童生徒の成長を支える取組として、学校間の連携とともに、小中一貫教育の実践における車の両輪となることから、効果的な活用を図り、双方向の関係作りを進めます。

イ 「ひたらしさ」を活かした教育（地域を愛し担う人材の育成）

高度情報化や社会・経済のグローバル化が進展する中で、郷土の伝統や文化を学び、自然に親しみ、地域を愛することは、児童生徒の豊かな人間性と社会性の基盤を育むために重要です。それぞれの地域に残る伝統や文化を小・中学校の9年間を通して系統的に学び、継承しながら、地域を愛し担う人材の育成を図ります。

また、「ものづくりのまちの教育」として、「ひたちらしき」の一つでもある理数教育は、物事を科学的に捉え探求する能力と態度を育成する本市教育の特色でもあります。

子どもたちの学習意欲や興味を高める取組やより専門的に学べる環境の整備を通して、将来の予測が困難な時代であっても、未来を切り拓いていける人材の育成を目指します。

3 再編の取り組み方

(1) 目指す学校規模を下回る学校への対応

学校規模の維持・確保を定めた「基本方針」に基づき、通学区域の見直しや学校の統合などにより、学校の再編を行います。

目指す学校規模を下回る学校の対応については、次のように進めます。

ア 小学校

(ア) 複式学級

複式学級では、教員の授業準備など負担が大きくなっており、「一般に教育上の課題が極めて大きい」とされていることから、早期の解消を図ります。

複式学級の継続が予測され、解消する見込みがない場合には、近隣校との統合を検討し、統合するまでの間、児童生徒の学習環境に配慮します。

(イ) 各学年1学級編制の小学校

各学年1学級編制の小学校については、クラス替えができない、多様な指導形態が取りにくい、学習活動に制約が生じるなど、教育的な課題が生じる可能性があります。小中一貫教育のグループ化を見据えて、次の順で再編の検討を行い、各学年1学級編制の解消と児童の学習環境の維持・改善を図ります。

- ① 全学年が35人以下の学校(※)
- ② 3～6学年に36人以上の学級がない学校
- ③ 3～6学年に36人以上の学級がある学校

※ 茨城県の学級編制の基準では、小学2年生までの学級人数の上限は35人、3年生以上の上限は40人です。①の学校では将来この上限が全て35人に変更された場合でも全学年において複数学級になることはありません。同じく②の学校も3年生以上で複数学級となることはありません。(茨城県の学級編制基準は本計画策定時点のものです。)

イ 中学校

中学校については、クラス替えのできる学校規模の確保や教員配置の充実など、

学習環境の改善を図るため、目指す学校規模を下回る学校から再編の検討を行います。

ウ 取組の時期

再編の取組を始める時期は、児童生徒の学習環境に配慮し、児童生徒数の推移や教育を取り巻く環境の変化などを見ながら、計画の見直しに合わせて柔軟に対応します。

(2) 再編の方法等

再編を学校の統合による場合は、対等な統合とし、統合後の学校は、新校として設置します。

また、新しい学校名や学校行事、児童生徒の事前交流の方法など、学校統合の準備として必要な事項について協議する組織を設置します。(38ページ参照)

再編後の学校の位置は、既存の学校敷地の活用を前提とし、既存の校舎を再編後に使用する場合は、原則、改修又は建て替えを行います。

(3) 通学時の安全等

ア 距離

国の基準である小学校4km、中学校6km、通学時間はおおむね1時間を超えないことを前提としながらも、通学時の安全確保や児童生徒の負担を念頭に、計画策定時点での本市小・中学生の通学距離や通学時間を考慮し、おおむね小学校は3km、中学校は5kmを越えないことを目安とします。

イ 通学方法

徒歩での通学を原則としますが、再編に伴い通学距離が一定以上に延伸し、徒歩や自転車による通学が著しく困難となった場合や通学上の安全確保に必要なが生じた場合は、本市の地理的条件も考慮し、学校、保護者、地域、関係機関等との協議の上、公共交通機関(路線バス)の活用策を検討します。

ウ 安全性の確保

通学路の安全については、「日立市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の点検や安全対策を推進し、安全確保に努めます。

(4) 児童生徒への配慮

再編による児童生徒の不安等をできる限り軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、学校間の事前交流等を積極的に進めます。

また、統合前後における教職員の継続配置や加配制度(増員)の活用など、学校の指導・運営体制を整えることで教職員の負担軽減に努め、児童生徒や保護者に向き合う時間を確保し不安の軽減を図ります。

(5) その他の配慮事項

ア 保護者負担への配慮

再編に伴う通学先の変更にあたっては、従前校の制服や持ち物を使用することを原則とし、新たな保護者負担が生じないように配慮します。

また、通学に路線バス等の利用が必要になった場合等、必要に応じて経済的負担の軽減策を検討します。

イ 学童保育の充実

学校統合にあたっては、併設する児童クラブ定員のニーズに見合った増員や、それに伴うクラブ室の確保など、学童保育の充実を図ります。

ウ 跡地活用

再編により使わなくなる学校施設や敷地の利活用方法の検討にあたっては、関係部署による組織横断的な検討委員会を設置し、地域の活性化につながる利活用の方法を地域の意見や要望を尊重しながら検討します。

IV 新しい学校配置案

IV 新しい学校配置案

前章の「より良い学習環境づくりのために」の考え方を基に、様々な配慮をしながら、本市教育の基盤となる学校配置とするため、再編を進めます。

1 学校再編の優先順位

「基本方針」に基づき、より良い学習環境の整備の観点から、以下の考え方で再編を進めます。

- (1) 複式学級・各学年1学級の解消（第1期）
- (2) 望ましい学校教育環境の整備（第1～2期）
- (3) 小・中学校のグループ化の推進（第1～4期）

第1～2期では、複式学級、クラス替えのできない状態の解消を最優先とし、さらに学校教育環境の早急な整備が特に必要な学校から取り組み、順次、小・中学校のグループ化を進めます。

第3期以降は、次ページの表にない学校を含め、学校規模の確保とともにグループ化を更に推進します。

2 全体の再編スケジュール

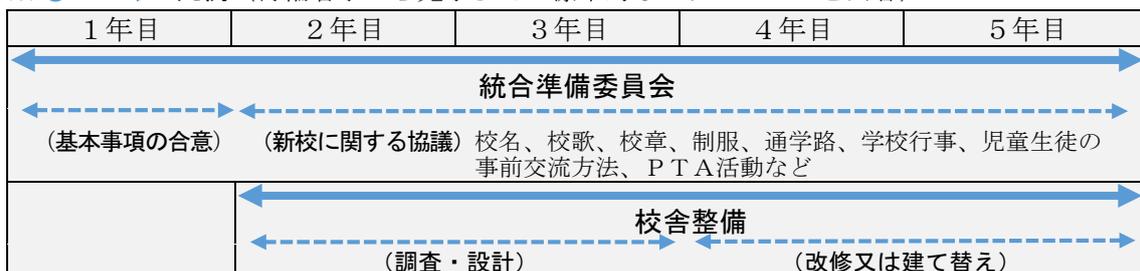
再編に着手する時期は、次ページの表のとおりです。表にある期間中に「(仮称)統合準備委員会」を設置するなど、再編に向けて準備を始めます。(38ページ参照)

着手から再編の完了までは、5年程度を目安として進めます。

【全体の再編スケジュール】

エリア (配置案)	校種	本計画中的 再編対象校	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	再編後の 学校の位置
			○複式学級・各学年1学級の解消 ○望ましい学校教育環境の整備		
十王・豊浦 (24ページ)	小学校	山部小 櫛形小	●-----▶	(※)	現 櫛形小の位置
	中学校				
日高・田 尻・滑川 (26ページ)	小学校				
	中学校				
本庁 (28ページ)	小学校	宮田小 仲町小 中小路小	●-----▶		現 宮田小の位置
	中学校	平沢中 駒王中	●-----▶		現 駒王中の位置
多賀北 (30ページ)	小学校				
	中学校				
多賀南 (32ページ)	小学校	河原子小 大沼小 水木小	●-----▶		現 河原子小の位置
			●-----▶		現 水木小の位置
	中学校	河原子中 泉丘中		●-----▶	現 大沼小の位置
南部 (34ページ)	小学校	久慈小 東小沢小 坂本小	●-----▶		現 久慈小の位置
			●-----▶		現 坂本小の位置
	中学校	久慈中 坂本中	●-----▶		現 久慈中の位置
中里 (36ページ)	小学校	中里小	●-----▶		現 中里中の位置
	中学校	中里中			

※ ●-----▶ 凡例 (再編着手から完了までの標準的なスケジュールと内容)



3 配置案

(1) 十王・豊浦エリア（山部小、櫛形小、豊浦小／十王中、豊浦中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績（5/1）と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
山部小	27人（3）	14人（3）
櫛形小	822人（26）	424人（14）
豊浦小	488人（16）	252人（12）
児童数計	1,337人	690人

- ・山部小の複式学級の解消は見込めない。
- ・櫛形小は現在、児童数が市内最多であるが、学区内の大規模団地分譲がピークを過ぎ、児童数は減少傾向に転じている。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
十王中	457人（15）	236人（6）
豊浦中	236人（7）	122人（6）
生徒数計	693人	358人

- ・豊浦中は豊浦小の児童数減少に伴う中学校の小規模化で教員配置などに課題が見られ、今後、学習活動や部活動への影響が懸念される。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・複式学級の解消に優先的に取り組む。
- ・ただし、櫛形小学区南端に位置する大規模団地に児童の居住が偏っており、通学区域の見直しを行っても山部小の複式学級の解消は見込めない。
- ・山部小と櫛形小を統合し、統合校の位置は櫛形小とすることが望ましい。

(イ) 中学校

- ・十王中と豊浦中の通学区域の見直しを行っても、両校とも目指す学校規模の確保が見込めない(※)ため、将来的には、十王中と豊浦中の統合が望ましい。
 ※ 現行の40人学級で各学年3学級以上を維持するためには81人以上が必要で、各学年で3学級以上となるための生徒数の目安が243人（81人×3学年＝243人）。両校が目指す学校規模を確保するには、486人（243人×2校）以上が必要。
- ・両校ともエリアの端に位置しているため、統合校の位置は、通学距離、円滑な小中一貫教育の進め方などを勘案しながら、慎重な検討が必要である。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021～2025)	第2期 (2026～2030)	第3期～ (2031～)
小学校	山部小	●-----▶ (※)		
	櫛形小			
	豊浦小			
中学校	十王中	統合校の位置を検討		●-----▶
	豊浦中			

※ ●-----▶ 凡例 (23 ページ参照)

エ 第2期終了後の配置案



(2) 日高・田尻・滑川エリア（日高小、田尻小、滑川小／日高中、滑川中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
日高小	483人(15)	249人(12)
田尻小	445人(14)	230人(8)
滑川小	336人(12)	174人(6)
児童数計	1,264人	653人

- ・滑川小は宮田小から、田尻小は日高小から分離し開校した経緯がある。
- ・田尻小は学区内の公営住宅入居者の高齢化などから、ピーク時の約36%まで児童数が減少。
- ・滑川小も学区内に公営住宅や大規模団地があるが、同様にピーク時の約31%まで児童数が減少。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
日高中	345人(11)	178人(6)
滑川中	331人(10)	171人(6)
生徒数計	676人	349人

- ・滑川中は、日高中及び駒王中から分離し開校した経緯がある。
- ・滑川中の敷地の一部は津波浸水想定区域に含まれる。
- ・将来的には、両校ともに目指す学校規模を確保することは難しい見込み。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・将来的には、通学区域の見直しを行っても、3校がそれぞれ目指す学校規模を維持することは難しく、目指す学校規模の確保のため、2校に再編することが望ましい。
- ・通学距離、エリア内の配置バランスなどを考慮し、田尻小を日高小、滑川小とそれぞれ統合し、統合校の位置は日高小、滑川小とすることが望ましい。
- ・統合の時期は、中学校の生徒数の推移を見ながら検討するものとし、おおむね第3期以降とする。

(イ) 中学校

- ・将来的には、日高中と滑川中の通学区域の見直しを行っても、両校が目指す学校規模の確保が難しくなる見込みのため、統合して学校規模を確保するとともに、分散進学を解消することが望ましい。

- ・両校はエリアの端に位置しているため、通学距離、円滑な小中一貫教育の進め方などを考慮して、統合校の位置は、エリアの中心部である田尻小の校地を活用することが望ましい。
- ・両校の生徒数の推移を見ながら、統合の時期を検討する。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021～2025)	第2期 (2026～2030)	第3期～ (2031～)
小学校	日高小			① → (※)
	田尻小			① →
	滑川小			① →
中学校	日高中	経過観察	→	② →
	滑川中	経過観察		

※ ● → 凡例 (23 ページ参照)

上表の①～②は再編の順番を示し、以下の順で進める。

①田尻小の分割、小学校の統合 → ②中学校の統合と移転 (田尻小跡)

エ 第2期終了後の配置案



(3) 本庁エリア（宮田小、仲町小、中小路小、助川小、会瀬小／駒王中、平沢中、助川中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
宮田小	352人(12)	182人(6)
仲町小	114人(6)	59人(6)
中小路小	116人(6)	60人(6)
助川小	356人(12)	184人(6)
会瀬小	283人(10)	146人(6)
児童数計	1,221人	631人

- ・会瀬小及び中小路小は、助川小から分離し開校した経緯がある。
- ・本市の中心市街地で人口が多く、狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていたが、近年は少子化の影響により各校とも小規模化。
- ・総じて、小規模校が多く、仲町小や中小路小は全学年が各1学級、本計画期間中には、会瀬小も複数の学年で各1学級となる見込み。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
駒王中	297人(10)	153人(6)
平沢中	75人(4)	39人(3)
助川中	312人(10)	161人(6)
生徒数計	684人	353人

- ・駒王中は、平沢中から分離し開校した経緯がある。
- ・本市の中心市街地で人口が多く、狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていたが、近年は少子化の影響により各校とも小規模化。
- ・平沢中は仮設校舎を使用しているため、早期の改善が必要。また、生徒数の減少により、教員配置や部活動数に課題がある。
- ・駒王中は敷地が狭隘。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・互いに距離が近く、それぞれに児童数が少ないため、学区の見直しを行っても将来、目指す学校規模を確保することは難しい。
- ・通学距離やエリア内の配置バランスなどを勘案しながら、2～3校に再編することが望ましく、仲町小、中小路小及び宮田小の3校を統合し、統合校の位置は宮田小とすることが望ましい。
- ・また、会瀬小は、児童数の推移を見ながら、助川小との統合を検討する。

(4) 多賀北エリア（成沢小、諏訪小、油縄子小、大久保小／多賀中、大久保中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

（児童数及び学級数の実績（5/1）推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
成沢小	230人（7）	119人（6）
諏訪小	277人（11）	143人（6）
油縄子小	192人（7）	99人（6）
大久保小	481人（17）	248人（12）
児童数計	1,180人	609人

- ・油縄子小は大久保小、河原子小及び成沢小から、諏訪小は大久保小及び成沢小から分離し開校した経緯がある。
- ・山側団地の少子高齢化が特に顕著で、児童数の減少に影響している。
- ・狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていたが、近年は、少子化の影響により、各校が小規模化。

(イ) 中学校

（生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
多賀中	335人（10）	173人（6）
大久保中	497人（15）	257人（9）
生徒数計	832人	430人

- ・大久保中は、多賀中から分離し開校した経緯がある。
- ・将来的には両校とも小規模化が進行する見込み。
- ・多賀中と油縄子小は、市内で唯一、同一敷地内に隣接している学校。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・成沢小、諏訪小及び油縄子小は互いに距離が近く、それぞれに児童数が少なくなる見込みのため、学区の見直しを行っても全学年各1学級を回避することは難しい。
- ・3校を統合することを視野に入れ、まずは円滑な小中連携を考慮の上、成沢小と油縄子小を統合し、統合校の位置は油縄子小が望ましい。なお、統合の時期は、おおむね第3期以降とする。
- ・諏訪小は、今後の児童数の推移を見ながら、統合の時期を検討する。

(イ) 中学校

- ・多賀中と大久保中の通学区域の見直しを行っても、両校とも目指す学校規模の維持は難しいため、統合により、学校規模の確保と分散進学を解消することが

望ましい。なお、統合の時期は、おおむね第3期以降とする。

- ・エリアのほぼ中央に位置し円滑な小中連携がとりやすいこと、広い校地が確保できることから、統合校の位置は多賀中とし、施設一体型の小中一貫校（第3期の始めは成沢小、油縄子小、多賀中、大久保中）の整備を検討する。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	第3期~ (2031~)
小学校	大久保小			
	諏訪小	経過観察	→	・統合検討
	成沢小			(小中一貫校)
	油縄子小			
中学校	多賀中			●-----→ (※)
	大久保中			

※ ●-----→ 凡例 (23 ページ参照)

エ 第2期終了後の配置案



(5) 多賀南エリア（河原子小、塙山小、大沼小、金沢小、水木小／河原子中、台原中、泉丘中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
河原子小	197人 (7)	102人 (6)
塙山小	280人 (11)	145人 (6)
大沼小	515人 (17)	266人 (12)
金沢小	246人 (9)	127人 (6)
水木小	376人 (13)	194人 (6)
児童数計	1,614人	834人

- ・大沼小は大久保小から、金沢小は大久保小及び大沼小から、塙山小は金沢小及び大久保小から分離し開校した経緯がある。
- ・7つのエリアの中で最も児童数、学校数が多く、狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていた。
- ・山側団地の少子高齢化が児童数の減少に影響し、団地の児童が通学する学校は小規模化。
- ・半数の学校で1学級の学年があり、将来的には、大沼小を除く学校で全学年が各1学級となる見込み。
- ・学区が複雑に入り組み、分散進学が多い。
- ・河原子小学区は、学区の範囲が狭く、小規模化の一因。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
河原子中	159人 (6)	82人 (3)
台原中	183人 (6)	95人 (3)
泉丘中	515人 (15)	266人 (9)
生徒数計	857人	443人

- ・泉丘中は多賀中から分離した大沼中（現在の大沼小の場所に小・中学校を設置）を前身とし、その後、泉丘中として現在地に開校。河原子中は多賀中から、台原中は泉丘中から分離し開校した経緯がある。
- ・河原子中と台原中の小規模化が進み、教員配置や部活動数に課題がある。
- ・小学校からの分散進学が複雑で、学校規模が偏る一因。
- ・河原子中は仮設校舎を使用しているため、早期の改善が必要。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・目指す学校規模を確保するため、2～3校に再編することが望ましい。
- ・通学距離、エリア内の配置バランス、円滑な小中連携などを考慮し、エリアの周辺部に小学校を配置することが望ましく、大沼小学区を南北に分け、北側の東金沢町と金沢町を河原子小、南側の東大沼町と大沼町を水木小とそれぞれ統合し、統合校の位置は河原子小、水木小とすることが望ましい。
- ・ただし、現在の河原子小はエリアの端に位置し、通学の利便性に課題があることから、中学校の統合による跡地を活用し、統合後の河原子小を現在の河原子

中の位置に移転する。

- ・塙山小及び金沢小は、少子高齢化が進む山側団地にあり、児童数の減少が見込まれる。通学の安全性なども考慮しながら再編のあり方を検討する。

(イ) 中学校

- ・河原子中、台原中、泉丘中の通学区域の見直しによる学校規模の確保は難しく、また、通学区域の見直しは、分散進学を更に複雑にする可能性がある。
- ・将来的には中学校1校分程度の生徒数となるが見込まれるため、3校を統合して分散進学を解消する。また、通学距離、円滑な小中一貫教育の進め方などを考慮して、統合校の位置は、エリアの中心となる大沼小の校地を活用することが望ましい。
- ・3校の統合に先立ち、河原子中と泉丘中を統合し、統合校の位置は、エリアの中心部である大沼小の校地を活用することが望ましい。
- ・ただし、台原中は山側団地内にあり、塙山小や金沢小の児童が通学していることから、両小学校の児童数の推移を見ながら、統合の時期を検討することが望ましい。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	第3期~ (2031~)
小学校	河原子小	① ●----->	③ ・移転 (※)	
	大沼小	① ●----->		
	水木小			
	塙山小	経過観察	→	・統合検討
	金沢小	経過観察	→	・統合検討
中学校	河原子中		② ●----->	
	泉丘中			
	台原中			●----->

※ ●-----> 凡例 (23 ページ参照)

上表の①~③は再編の順序を示し、以下の順で進める。

①大沼小の分割、小学校の統合 → ②中学校の統合 → ③河原子小の移転 (河原子中跡)

エ 第2期終了後の配置案



(6) 南部エリア（大みか小、久慈小、坂本小、東小沢小／久慈中、坂本中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績（5/1）と推計) ()の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
大みか小	231人（9）	119人（6）
久慈小	271人（10）	140人（6）
坂本小	360人（12）	186人（6）
東小沢小	21人（3）	11人（3）
児童数計	883人	456人

- ・東小沢小の複式学級の解消は見込めない。
- ・東小沢小の校地の全部が津波及び久慈川氾濫の浸水想定区域に含まれる。
- ・将来的には、エリア内の全ての小学校が、目指す学校規模を下回る見込み。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計) ()の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
久慈中	260人（8）	134人（6）
坂本中	110人（3）	57人（3）
生徒数計	370人	191人

- ・両校とも目指す学校規模を下回っており、教員配置や部活動数などに課題がある。
- ・久慈中と坂本中を合わせても、目指す学校規模を確保できない見込み。
- ・坂本中の校舎は仮設校舎を使用しているため、早期の改善が必要。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・複式学級の解消に優先的に取り組む。
- ・ただし、通学区域の見直しによる東小沢小の複式学級の解消は見込めないことから、通学距離や配置バランスなどを考慮し、東小沢小学区を東西に分け、東側の留町を久慈小、西側の神田町、下土木内町、大和田町を坂本小とそれぞれ統合し、統合校の位置は久慈小、坂本小とすることが望ましい。
- ・また、大みか小は、児童数の推移を見ながら、第1期統合校（東小沢小と久慈小）との統合を検討する。

(イ) 中学校

- ・久慈中と坂本中の通学区域の見直しを行っても、両校とも目指す学校規模の確保は難しいため、統合により、学校規模の確保と分散進学を解消することが望ましい。
- ・統合校の位置は、エリアの中心部である久慈中とすることが望ましい。
- ・多賀南エリアの再編により、現在の大沼小の場所に中学校の設置を計画していることから、市内全体の児童生徒数のバランスや通学距離を考慮して、大みか小の進学先を現在の泉丘中から久慈中に変更することが望ましい。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	第3期~ (2031~)
小学校	大みか小	経過観察	→	・統合検討
	久慈小	●-----→ (※)		
	東小沢小			
	坂本小	●-----→		
中学校	久慈中		●-----→	
	坂本中			

※ ●-----→ 凡例 (23 ページ参照)

エ 第2期終了後の配置案



(7) 中里エリア（中里小／中里中）

ア 小・中学校の現状

児童生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計（ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	学校名	令和2年（2020年）の実績
中里小	26人（3）	中里中	19人（3）

- ・他のエリアの小・中学校と離れて立地しており、徒歩や自転車で通学できる範囲内に統合を検討できる学校がない。
- ・平成25年度から小規模特認校として市内全域から通学できるようにし、多様な学習環境を提供している。
- ・地域の特性を生かした特色ある小中一貫教育を実践している。

イ 再編の考え方

- ・多様な学習環境を提供しながら児童生徒の教育ニーズに応えられるよう小規模特認校制度を継続する。
- ・中学校の校舎は耐震性に課題があり、義務教育学校への移行を視野に入れた施設一体型小中一貫校として、中里中に整備する。

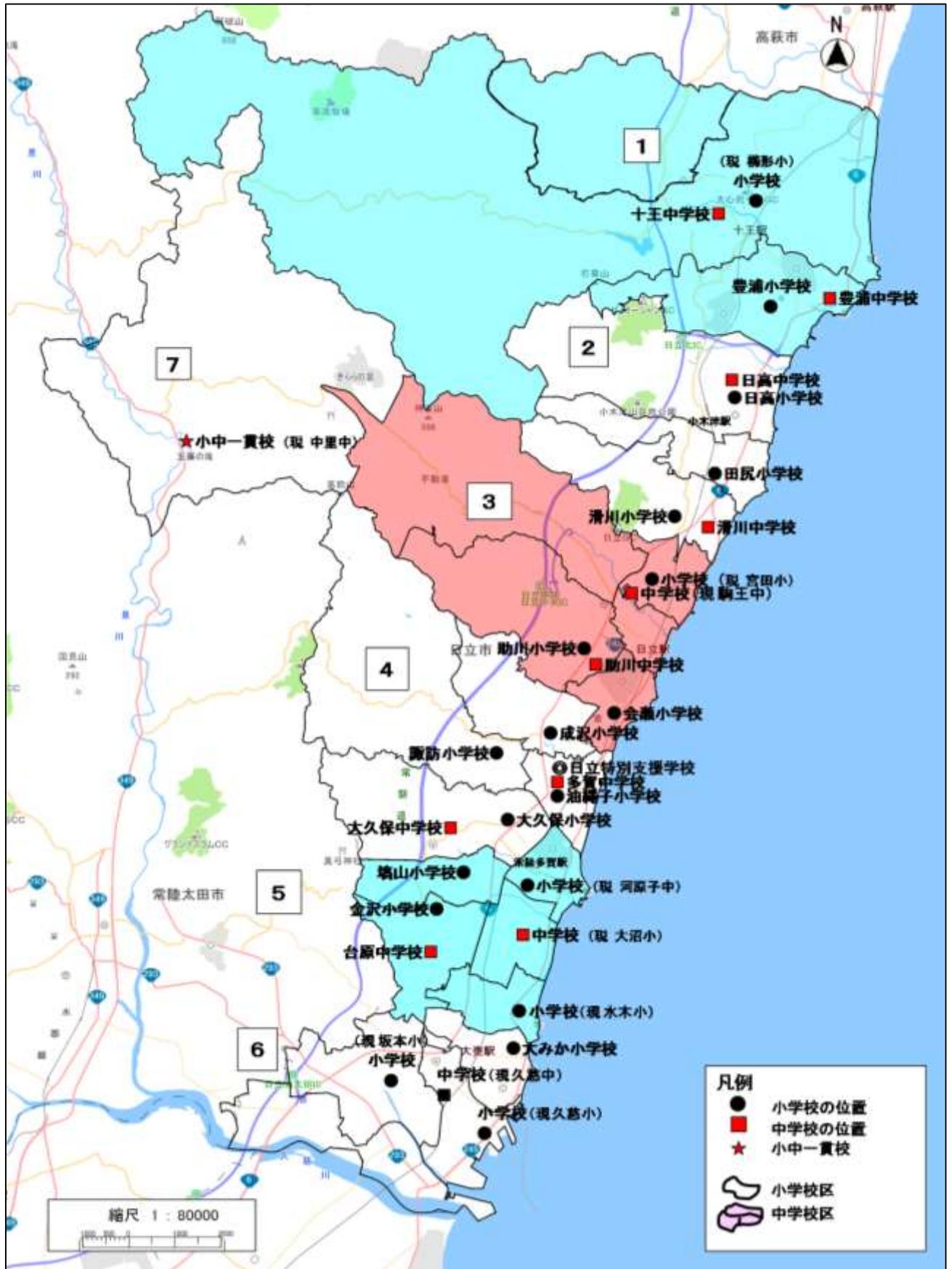
ウ 再編スケジュール

学校名	第1期 (2121～2025)	第2期 (2026～2030)
中里小	・統合 (小中一貫校)	
中里中		

エ 第2期終了後の配置案

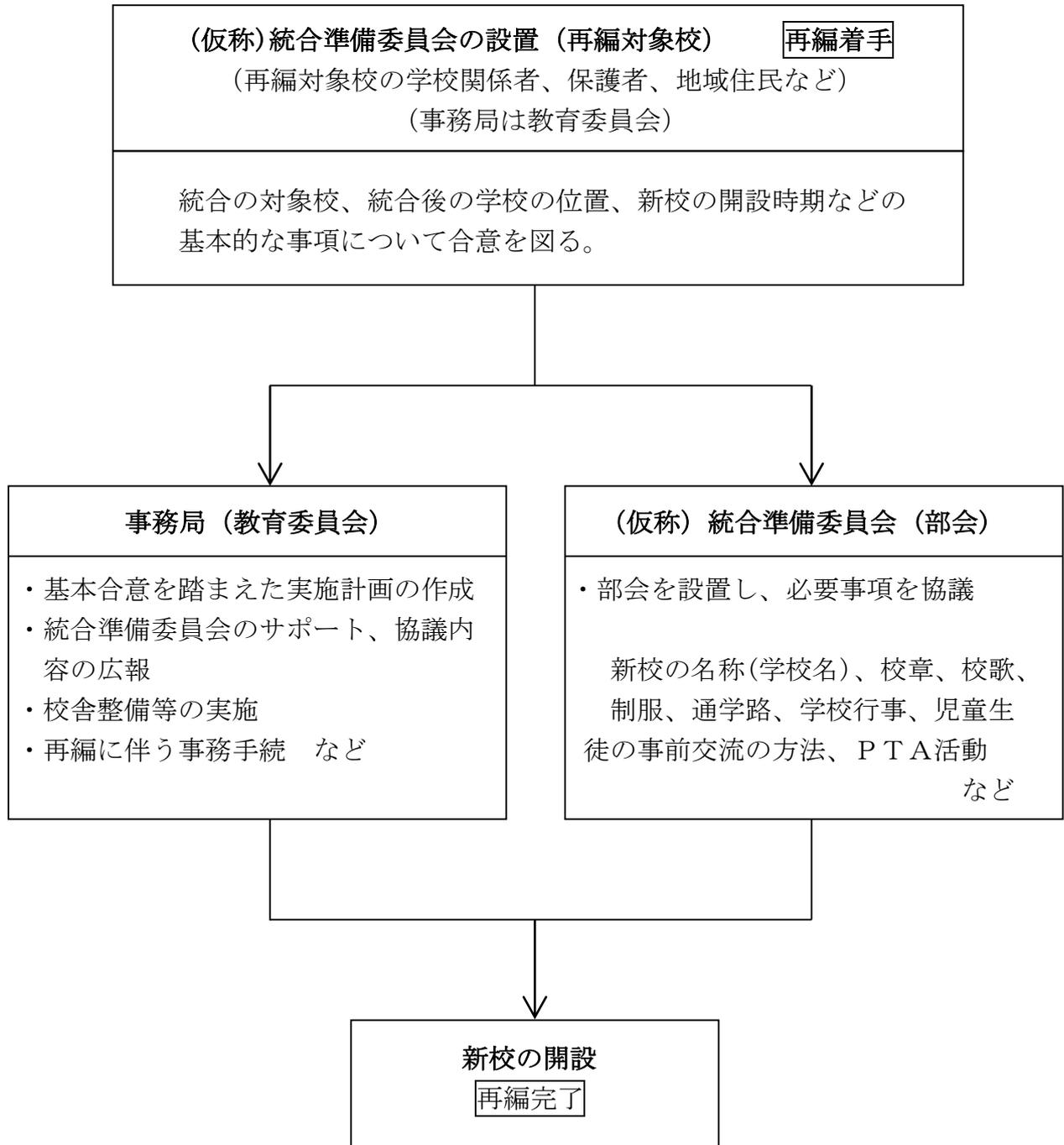


4 全体の配置案（第2期終了後の学校の位置）



5 再編の進め方

再編計画策定後は、次の手順で再編を進めます。



V 資料編

日立市立学校適正配置基本方針

～子どものための環境づくりを 市民とともに～

平成30年3月

日立市教育委員会

目次

はじめに

1 学校適正配置検討の背景	1
2 日立市が目指す教育	2
(1) 本市教育の基本理念	2
(2) 目指す子ども像（ひたちっ子）	2
3 基本方針を策定する目的	3

基本方針

1 基本理念	3
2 適正な学校規模	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 市民アンケート、地域懇談会及び検討委員会からの主な意見	4
(3) 日立市が目指す学校規模	5
3 学校の適正配置を進めるに当たっての留意事項	6
(1) 適正な配置バランス	6
(2) 通学時の安全等	6
(3) 校舎の安全	6
(4) 児童生徒への配慮	6
(5) 地域への配慮	6
(6) 中里小・中学校について	6
(7) 学校の新たな「かたち」づくり	7
4 学校再編計画の策定	7

はじめに

1 学校適正配置検討の背景

近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。

義務教育の9年間は、大人へと成長する、あるいは、人としての土台を作る大切な時期であることから、児童生徒が知識や学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が一人一人に行き届き、指導が充実するなどの良い面がありますが、人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

一方、学校施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。

このような状況を踏まえ、国や県から学校の適正規模・適正配置についての考え方^{*1}が示されるとともに、全国的に学校の適正配置を前提とした統廃合の動きが見られます。

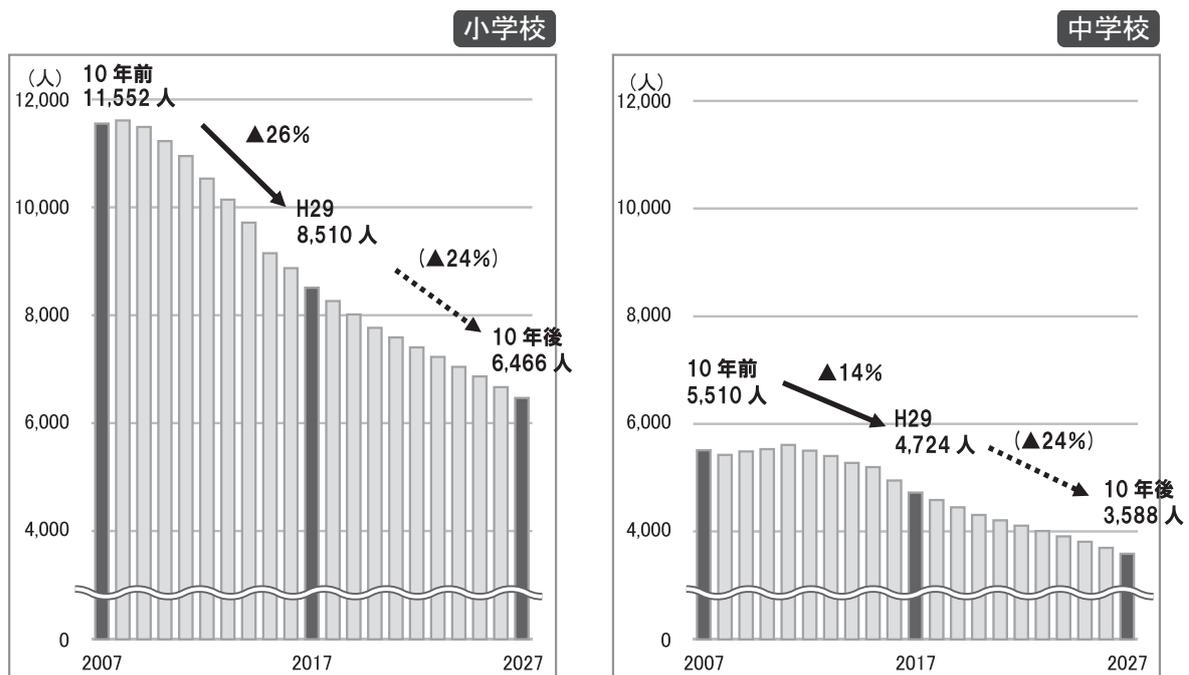
日上市においても、学校の小規模化の傾向が今後も続くものと予想される中で、学習環境の基盤となる「学校の適正規模の維持」という課題に直面しています。私たち大人は、この課題の解決を図り、児童生徒にとってより良い環境を提供する責任を負っています。

※1 市町村が児童生徒の学習環境を検討する際の指針として示されたもの

- ①文部科学省（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成27年1月策定）
- ②茨城県教育委員会（公立小・中学校の適正規模についての指針 平成20年4月策定）

【日上市の現状と将来推計】

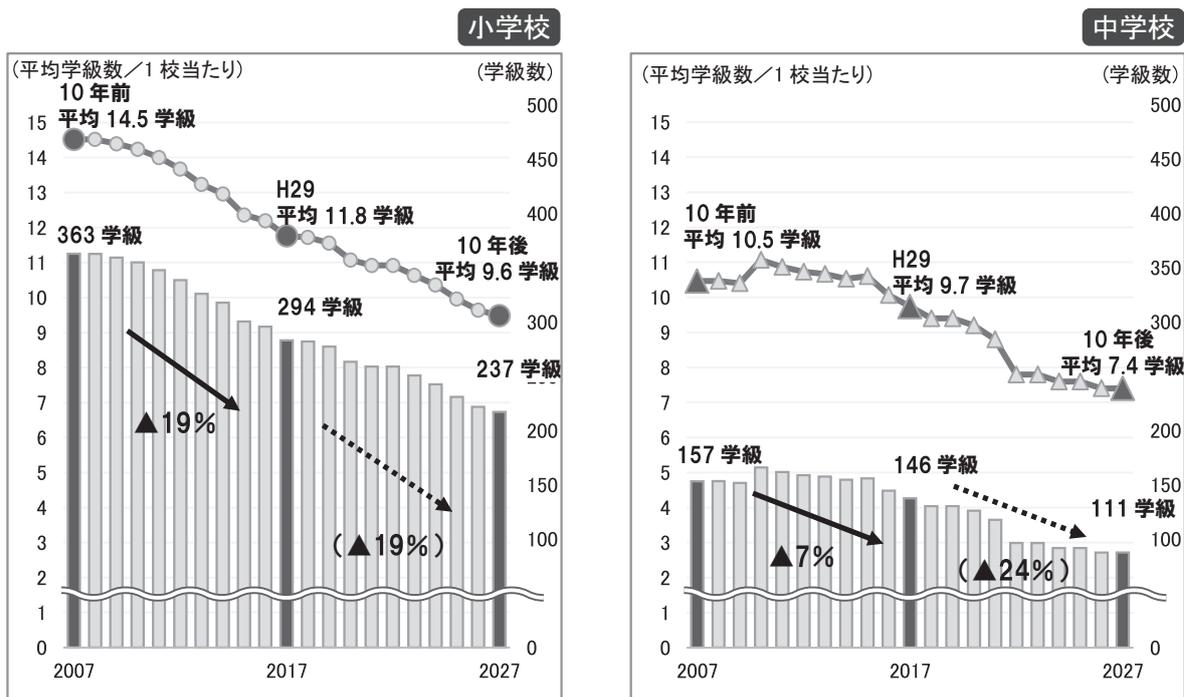
(1) 児童生徒数（普通学級、特別支援学級及び特別支援学校の合計）



推計は、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した市町村別の人口推計値を基に算出

(1)

(2) 学級数（普通学級）



推計は、平成29年度の国・県の学級編成基準等（1学級当たり、小1、2は35人、それ以外は40人）に基づき算出

2 日立市が目指す教育

(1) 本市教育の基本理念

確かな学びと豊かな心 未来を拓く人づくり

子どもたちの可能性は無限大であり、一人一人様々な可能性をもっています。

本市の教育は、その可能性を十分に引き出し、子ども一人一人が、未来の社会の発展・充実に向けて大きくはばたき、人々との絆を実感しつつ、心豊かで充実した人生を送ることができる人づくりを目指します。

出典：日立市教育大綱

(2) 目指す子ども像（ひたちっ子）

ア 広い視野で世界にはばたく 考える子

国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を身に付けるために、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力を育みながら、社会に貢献する子どもの育成を目指します。

イ たくましく未来を切り拓く 元気な子

自分に誇りをもち、たくましく未来を切り拓く力を身に付けるために、すべての子どもがお互いの人権を尊重しつつ、社会全体で、その個性と能力を十分に発揮できるよう、最後まであきらめずに、根気強く物事に取り組む子どもの育成を目指します。

ウ 地域を愛し心豊かに生きる やさしい子

自然や地域を愛し、郷土日立の伝統や文化を学び、豊かな人間性と社会性を育むために、道徳教育や体験活動の充実を図りながら、豊かな心と創造力のあふれる子どもの育成を目指します。

出典：日立市学校教育振興プラン（2014～2018）

3 基本方針を策定する目的

本基本方針は、学校が小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向けた一方策として、学校の適正配置の基本的な考え方を示すものです。

あわせて、今後取り組む学校適正配置の具体的な計画づくりのための指針として策定します。

基本方針

1 基本理念

子どものための環境づくりを ～市民とともに～

2 適正な学校規模

(1) 基本的な考え方

学校は、児童生徒の確かな学び、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものです。児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

学校の規模が小さくなると、学習形態の多様さ、クラブ活動や部活動の種類などが制限されることから一定の規模を必要とし、さらに教育機会均等の視点からも、できる限り学校規模を標準化する必要があります。

これらの考えの下、国や県から示された適正規模に関する考え方を参考にし、市民アンケートや地域懇談会等で寄せられた保護者、教職員、地域住民の意見を始め、日立市立学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討内容等を踏まえ、日立市が目指す学校規模を次のとおり整理します。

ア 社会性等を育む視点

(ア) 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模が望ましい。

(イ) 特に中学校においては、部活動を中心とした課外活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、生徒のニーズに応じた多様な課外活動を可能とする学校規模が望ましい。

中学卒業後は、様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになることから、より多くの人と関わることが重要であるため、各学年の人数・学級数が小学校よりも多い方が望ましい。

イ 指導体制を充実する視点

- (ア) 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模が望ましい。
- (イ) 学級担任制である小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等についての相談、研究、協力などができるように、少なくとも各学年2学級の学校規模を確保することが望ましい。
- (ウ) 教科担任制の中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能^{*2}となる、少なくとも各学年3学級の学校規模が望ましい。

※2 中学校における学校規模別教科ごとの教員配置数（平成29年度の茨城県の例）

区 分	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭
各学年2学級 (全体で6学級)	1人	1人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	-
各学年3学級 (全体で9学級)	2人	2人	2人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人

ウ 学校を運営する視点

- (ア) 教員が児童生徒と向き合う時間をできる限り確保できるように、一定の教員数を確保し、役割を分担することで教員一人が担う負担を軽減するとともに、教員が出張や研修で学校を不在にする場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級の学校規模が望ましい。

(2) 市民アンケート、地域懇談会及び検討委員会からの主な意見

- ア 小学校については、幅広い人間関係づくりができることやクラス替えができることなどを理由に、1学年当たりの学級数は「2学級から3学級」程度がよいとの回答が8割を超える結果となりました。
- イ 中学校については、クラス替えができることや部活動の選択肢が増えることなどを理由に、1学年当たりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が約8割を占め、小学校よりは大きい規模を望む傾向が見られました。
- ウ 学校全体としては、一定の規模が必要であるとの意見が多かった反面、学級規模については、教員の目が行き届き、きめ細かな指導ができるなどの理由から少人数が望ましいとの意見も寄せられました。

(3) 日立市が目指す学校規模

○小学校

クラス替えができる各学年2学級以上

○中学校

クラス替えができ、かつ、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

前提となる1学級当たりの上限の人数は、国・県に準拠し、平成29年度時点で次のとおりです。

学 年	1学級当たりの 上限の人数	備 考
小1、小2	35人	1学年が36人になると18人の2学級になる。
小3～小6	40人	1学年が41人になると20人と21人の2学級になる。
中1～中3	40人	1学年が81人になると27人の3学級になる。

3 学校の適正配置を進めるに当たっての留意事項

(1) 適正な配置バランス

「日立市が目指す学校規模」を目安とし、通学区域の見直しや学校の統合などにより、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を進めます。

(2) 通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

(3) 校舎の安全

学校の適正配置は、教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から早急に取り組むべきですが、必要に応じて学校施設の改修工事が伴うことなどから、全校を一斉に実施することは現実的に困難です。

このため、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、耐震補強や老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

(4) 児童生徒への配慮

通学区域の見直しや統合などを行う場合、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒の不安等をできる限り軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮します。

(5) 地域への配慮

小・中学校は、児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域の避難所や交流の場として、さらには、小学校区が地域活動エリアと緊密に連動しているなど、様々な機能や地域とのつながりを併せ持っています。

このため、学校適正配置の検討は、児童生徒の学習環境の改善の観点を中心に据えつつも、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めます。

(6) 中里小・中学校について

中里小・中学校は、他の地域の小・中学校と離れて立地しているため、学校の小規模化に伴う課題を改善するため、小学校と中学校とが近接している条件などをいかし、小中一貫校としてコミュニケーション力や地域住民との関係を重視したカリキュラムを作成し、中里地区ならではの教育を実践してきました。

また、小規模特認校制度を導入し、市内全域から児童生徒を受け入れることによって、特色ある教育を望む児童生徒が集まり、現在では児童生徒数の約半数が学区外から通学しています。

中里地区の地理的特性とともに、児童生徒に多様な学習環境を提供することの有効性、必要性を鑑み、両校については、現状を維持しつつ、より良い環境づくりを個別に検討します。

(7) 学校の新たな「かたち」づくり

これまで培ってきた本市教育の様々な財産をいかし、学校、そして学校を核として地域が共に発展可能な学校の新たな「かたち」づくりに努めます。

ア 地域とともにある学校づくり

通学区域の見直しや学校統合等の検討を通し、学校、家庭、地域が継続的に議論を積み重ねていくことで、適正配置後の学校を核として保護者や地域住民との絆を深め、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{※3}の導入など様々な取組によって、学校と地域が協働し、児童生徒の成長を支える「地域とともにある学校づくり」に努めます。

※3 コミュニティ・スクールは、学校と保護者・地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に児童生徒の成長を支える仕組み。

導入によって期待されることは、①学校の目標やビジョンを共有することで、学校や児童生徒の教育に対する保護者・地域住民の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えること、②教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えることなど。

イ 小中連携教育強化のための体制づくり

本市においては、平成22年度から市内全ての市立中学校区で小中連携教育を進めています。学校適正配置の取組を機に、この連携の強化を図るとともに、将来的な小中一貫教育の導入も視野に入れ、中学校を中心とした小・中学校のグループ化の推進に努めます。

なお、学校の適正配置を進めていく上で、条件が整う場合は、施設一体型又は施設隣接型の小中一貫校として整備することを検討します。

4 学校再編計画の策定

「日立市が目指す学校規模」を維持・確保することを目標に、学校適正配置の全体像を示した上で、今後おおむね10年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするため、本基本方針に基づき、(仮称)日立市立学校再編計画を策定します。

なお、策定に当たっては、市の上位計画や関係計画との整合を図ります。

以 上

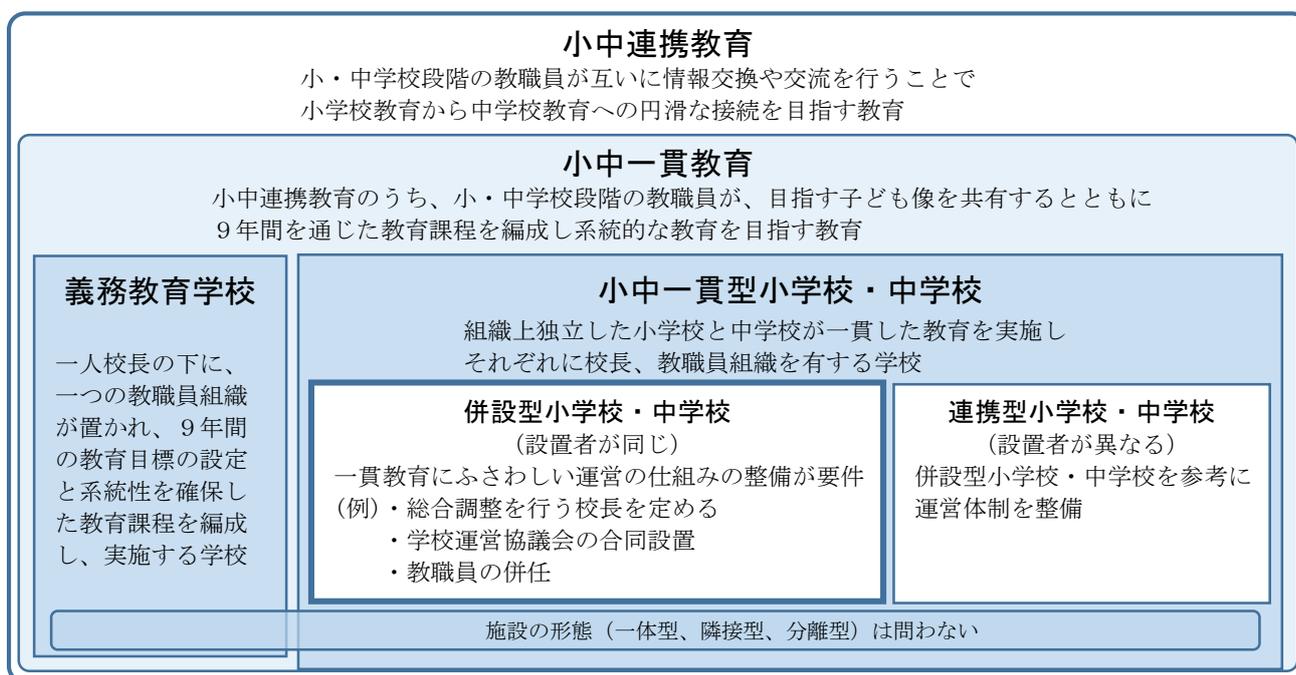
2 小中一貫教育の概要（文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」から抜粋）

平成 18 年の教育基本法の改正を契機として、小中一貫教育の取組は徐々に全国に広がり、その成果が集積される一方で、課題も明らかになってきました。課題とされる事柄の多くが学校種として整備されていないことによるものと考えられ、これまでの取組を更に高度化させるため、平成 28 年 4 月 1 日に学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により、小中一貫教育が制度化されました。

1 制度上の類型

小中一貫教育を行う学校は、**義務教育学校**と**小中一貫型小学校・中学校**の2つです。

このうち、小中一貫型小学校・中学校は、同一設置者のものは、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「併設型小・中学校」という。）、設置者が異なるものは、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校（以下「連携型小・中学校」という。）と分類されます。



2 小中一貫教育に取り組む背景

小中一貫教育に取り組む背景は、市町村の事情により様々ですが、一般的な背景として、次のような点が挙げられます。

(1) 義務教育の目的・目標の創設

平成 18 年の教育基本法の改正により、義務教育の目的（同法第 5 条第 2 項「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」）が定められ、続く平成 19 年の学校教育法の改正において、小・中学校の共通の目標として義務教育の目標規程が新設された。

(2) 教育内容や学習活動の充実

今般の学習指導要領の改訂においても、9年間を見通した計画的、継続的、教科横断的な教育課程の編成の必要性や、小中学校の接続における連携の重要性が強調されており、一人一人の教員が義務教育9年間の連続性を意識することの重要性が増している。

(3) 発達の早期化等に関わる現象

小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化が指摘されている中で、自

己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向が見られるといった指摘や、「学校の楽しさ」や「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校5年生に上がると肯定的回答をする割合が下がる傾向があり、学習上のつまずきが顕在化し、その後の中学校での学習に大きな支障が見られるとの指摘がある。

(4) いわゆる「中1ギャップ」

小学校から中学校へに進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象での効果的な対応の必要性が課題として取り上げられるようになった。中学校に上がると不登校が増える傾向にあるが、中学校2、3年生でも不登校の増加は見られ、登校渋りなどの兆候は、小学校の中～高学年で現れている事例も見られることから、9年間の連続した中で課題を捉え、対策を講じる必要がある。

(5) 社会性育成機能の強化の必要性

大人と子どものコミュニケーションの減少、ゲームやインターネットに費やす時間の増加、屋外での活動の減少などで、集団遊びや異年齢の子ども同士の関りが減っている。

家庭や地域の状況が変化し、地域社会における子どもの社会性育成機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなってきている。多様な異学年交流の活発化やより多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化など、学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっている。

(6) 学校現場の課題が多様化・複雑化

一人一人の教員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難であるという認識が広がり、中学校単位での取組を充実させる必要性が指摘されている。

3 制度活用のメリット

小中一貫教育を行う学校としての制度を活用することで、様々な効果が期待できます。

(1) これまでの制度上の課題とその解消

教育課程編成や指導計画等の作成、学校評価の実施など、小中学校がそれぞれに取り組んでいたことを、一体となって取り組む体制を整えることで、事務上の課題の解消や緩和が期待できる。

(2) 教育課程特例の活用

制度を活用する学校では、設置者の判断により、所定の手続きを経ることなく特別の教育課程を編成した取組を実施することができる。

(3) 業務の効率化や専門スタッフの活用

学校事務の共同化が促進され、校務の効率化や質の向上につながることを期待できる。さらに、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの一層の活用が期待できる。

(4) 小中一貫型小・中学校を選択する場合のメリット

地域の実情に応じて、小中一貫型小・中学校の設置を選択する場合、以下のような小学校と中学校が別々に存在していることのメリットを生かした教育ができると考えられる

- ①学校のリーダーである最高学年を経験できる特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること
- ②違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校から進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにおいて学校生活をスタートすること
- ③中学校生活に日常的には触れていないことを踏まえ、憧れの気持ちや期待感を強く持たせること

義務教育学校と併設型小学校・中学校の比較

	義務教育学校	併設型小学校・中学校
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・専科指導により、専門性の高い内容に関心が持て、学習意欲が高まる ・小中の円滑な接続で学習の理解度を把握できる 	
生活指導	中1ギャップの緩和	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した指導ができる ・上級生がリーダーシップを発揮するようになる(思春期における自尊感情の回復) ・人間関係の固定化 ・いじめなどの逃げ場がない ・小学校高学年のリーダーとしての活躍の場が減少 ・中だるみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校それぞれの指導のメリットが生かせる ・小学校高学年で、リーダーとしての活躍の場が充実する ・中学校からのリスタート ・中学校生活への憧れを持つことができる ・進学時の密な連携が必要
修業年限	9年(前期課程6年、後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織 <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定が早い ・前期課程、後期課程のそれぞれに副校長又は教頭を配置 ・養護教諭、事務職員もそれぞれに配置されるため、校務の分担ができる ・校長が一人なので、不在になる時間が多い ・副校長、教頭を3人まで配置でき、うち1人を時短教員や非常勤講師に換算できる 	それぞれの学校に校長、教職員組織 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ・関係校との調整や移動に時間を要する(教職員の多忙感) ・各校に校長がいるので、不在時間を減らせる ・関係校の児童生徒が一堂に会する行事などは難しい
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有(当面はどちらかの免許)	所属する学校の免許状を保有していること(併任・兼務の辞令発令は可能)
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育に必要な独自強化の設定が可能 ・指導内容の入替えや移行が可能 	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
	広い敷地が必要(施設一体型)	現在の校舎を活用できる(施設分離型)
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・制度移行に当たって、教職員の純増や補助金などのメリットはない ・分散進学があると難しい 	

3 学校等設置状況

(1) 小学校

令和2年5月1日現在 (単位:人・㎡)

区分 校名	所在地	開設年月日	児童数		学級数		教職員数	市職員数	校地面積(㎡)		建物面積(㎡)等				保有教室数		プール		
			男	女	計	普通			特別支援	敷地面積	左のうち運動場面積	鉄筋	鉄骨	木造	校舎	屋内運動場		普通(保健室)	特別(職員室)
		建設年月		建設年月		建設年月		建設年月		建設年月		建設年月		建設年月		建設年月			
助川	助川町2-15-1	M 6. 7. 27	163	193	356	12	6	29	0	31,511	15,865	6,060	10	40	6,110	[S52.1][S53.8][S54.9]	18	16	有
会瀬	会瀬町2-17-10	S14. 4. 3	132	151	283	10	4	19	0	20,910	9,480	4,640	0	40	4,680	[H24.3]	14	13	〃
宮田	本宮町2-9-1	M 6. 6. 27	172	180	352	12	5	25	0	19,964	9,497	5,332	0	40	5,372	[S45.3][S52.10][S54.1]	17	15	〃
滑川	滑川本町1-20-7	S48. 4. 1	197	139	336	12	5	23	0	22,335	9,171	5,495	215	0	5,710	[S48.3][S50.2][H13.12]	17	16	〃
仲町	宮田町5-5-1	T 7. 6. 11	64	50	114	6	3	14	0	12,643	6,325	3,700	6	20	3,726	[S53.8][S55.8]	9	10	〃
中小路	平和町2-4-1	S15. 7. 10	55	61	116	6	2	13	0	19,724	9,484	3,529	11	80	3,620	[S52.1][S53.8]	8	8	〃
大久保	末広町1-1-1	M 6. 8. 15	253	228	481	17	4	32	1	23,875	9,666	6,814	25	0	6,839	[S50.9][S51.9]	21	18	〃
河原子	河原子町4-3-4	M22. 7. 8	101	96	197	7	3	17	0	15,470	8,372	4,384	8	40	4,432	[S44.3][S51.12][S56.3]	10	11	〃
成沢	中成沢町3-16-8	M22. 7. 1	108	122	230	7	3	18	0	17,090	8,964	5,968	0	39	6,007	[S46.3][S46.12]	10	18	〃
諏訪	諏訪町3-10-1	S44. 4. 1	147	130	277	11	2	18	1	30,832	11,227	5,199	26	20	5,245	[S57.3][H28.11]	13	10	〃
水木	水木町1-6-1	M22. 6. 28	193	183	376	13	6	28	0	17,872	6,996	5,681	0	20	5,701	[S49.3][S55.2][H26.3]	19	15	〃
大みか	大みか町3-19-15	S49. 4. 1	120	111	231	9	4	19	0	16,850	9,219	4,192	0	60	4,252	[S49.3][S60.3]	13	7	〃
大沼	東大沼町2-1-8	S24. 4. 6	261	254	515	17	5	32	1	36,396	21,418	7,236	11	40	7,287	[S49.3][S50.7][S54.3]	22	19	有
金沢	金沢町5-2-1	S46. 4. 1	131	115	246	9	4	19	0	24,172	6,788	5,204	0	72	5,276	[S46.3][S48.11]	13	18	〃
塙山	金沢町2-14-1	S54. 4. 1	149	131	280	11	5	23	1	20,379	10,368	5,288	0	80	5,368	[S53.12]	16	17	〃
油繩子	鮎川町3-11-1	S30. 4. 1	98	94	192	7	4	16	0	24,110	11,390	4,568	36	40	4,644	[S55.10][H27.3]	11	10	〃
田尻	田尻町4-39-1	S52. 4. 1	233	212	445	14	7	32	1	33,349	13,710	7,128	0	40	7,168	[S51.10][S51.11][S52.11][S59.2]	21	18	〃
日高	日高町2-12-1	M 6. 8. 2	247	236	483	15	5	31	0	19,570	8,046	5,667	317	20	6,004	[S45.3][S47.3]	20	12	〃
豊浦	折笠町741	M 6. 8. 1	246	242	488	16	3	31	0	40,542	12,619	6,924	0	20	6,944	[S56.3][R1.12]	19	9	〃
久慈	久慈町1-23-1	M 6. 7. 9	136	135	271	10	3	19	0	16,556	7,426	5,271	0	20	5,291	[S38.3][H31.2]	13	13	無
坂本	南高野町3-21-1	M22. 7. 14	192	168	360	12	4	25	0	21,411	7,384	6,194	0	0	6,194	[S47.2][S49.5][H20.2]	16	17	有
東小沢	下土木内町617	M 7. 7. 15	9	12	21	3	0	8	0	13,464	8,027	0	1,934	40	1,974	[S50.6][S58.3]	3	10	〃
中里	東河内町1909	M33. 7. 10	10	16	26	3	0	9	0	8,182	2,640	1,985	0	40	2,025	[S54.10]	3	10	〃
楯形	十王町伊師本郷508	M 6. 6. 29	442	380	822	26	5	49	0	21,042	9,675	5,803	36	0	5,839	[S50.3][S51.7][S56.3]	31	13	〃
山部	十王町山部841	M 7. 3. 31	13	14	27	3	2	10	0	9,017	4,850	923	78	405	1,406	[S32.1][S55.3]	5	5	無
計			3,872	3,653	7,525	268	94	559	5	537,266	238,607	123,185	2,713	1,216	127,114		362	328	-

(2) 中学校

令和2年5月1日現在 (単位:人・㎡)

区分 校名	所在地	開設年月日	生徒数		学級数		教職員数	市職員数	校地面積(㎡)		建築物面積(㎡)等						保有教室数		プール	
			男	女	計	普通			特別支援	敷地面積	左のうち運動場面積	鉄筋	鉄骨	木造	計	校舎	屋内運動場	普通(保育室)		特別遊戯
助川	鹿島町3-5-1	S22.5.3	162	150	312	10	2	25	0	25,493	11,000	4,797	349	48	5,194	[S52.1][S53.8][H11.12][H25.7]	1,320	12	11	有
平沢	高鈴町1-15-1	S23.9.10	39	36	75	4	1	14	0	26,191	11,815	2,406	230	15	2,651	[S47.7][S48.2][H1.5]	1,458	5	10	無
駒王	神峰町3-2-32	S24.4.5	146	151	297	10	3	27	0	15,141	8,394	6,423	5	0	6,428	[H15.2]	1,246	13	24	有
滑川	東滑川町3-17-1	S55.4.1	166	165	331	10	4	29	0	32,836	15,921	5,349	0	40	5,389	[S55.2]	1,176	14	18	〃
多賀	鮎川町3-11-2	S22.5.3	178	157	335	10	5	28	0	31,096	19,265	7,594	16	100	7,710	[S49.3][S54.3][S60.3]	1,418	15	28	〃
大久保	末広町5-12-34	S35.4.1	259	238	497	15	4	35	0	21,880	10,793	7,062	0	0	7,062	[S59.3][H23.3]	1,326	19	16	無
河原子	東多賀町4-10-10	S43.4.1	74	85	159	6	2	17	0	24,658	9,952	2,037	0	20	2,057	[S58.6]	1,526	8	7	〃
泉丘	水木町2-9-1	S26.4.1	260	255	515	15	4	35	0	35,807	15,399	6,029	523	60	6,612	[S49.5][H5.3][H12.10]	1,317	19	19	有
台原	台原町1-9-1	S55.4.1	103	80	183	6	4	19	1	29,221	13,217	6,701	0	40	6,741	[S55.2]	1,176	10	22	〃
日高	小木津町3-26-1	S22.5.3	184	161	345	11	3	27	0	24,961	12,354	6,631	0	0	6,631	[H23.12]	1,425	14	14	〃
豊浦	川尻町3-11-1	S22.5.3	137	99	236	7	2	21	0	48,060	30,943	3,800	8	40	3,848	[S54.2][S60.3]	1,332	9	14	〃
久慈	久慈町6-20-2	S22.5.3	139	121	260	8	2	23	0	23,586	10,542	4,991	9	80	5,080	[S52.12][S53.12][S57.3]	1,537	10	17	無
坂本	石名坂町1-30-1	S22.5.3	50	60	110	3	2	16	0	22,482	8,600	2,118	29	20	2,167	[S57.3]	754	5	10	有
中里	東河内町1953	S22.5.3	12	7	19	3	0	13	0	15,204	8,771	0	1,488	112	1,600	[S41.3][S42.3]	713	3	8	〃
十王	十王町友部600	S35.4.1	242	215	457	15	3	33	0	31,887	13,611	4,682	349	20	5,051	[S46.2][S57.3][S60.2][H6.12]	925	18	13	無
計			2,151	1,980	4,131	133	41	362	1	408,503	200,577	70,620	3,006	595	74,221		18,649	174	231	-

4 学校基本情報

十王・豊浦・日高支所管内 学校基本情報

(十王町全域、川尻町、折笠町、砂沢町、小木津町、日高町、かみあい町、田尻町、相田町)

1 児童生徒数

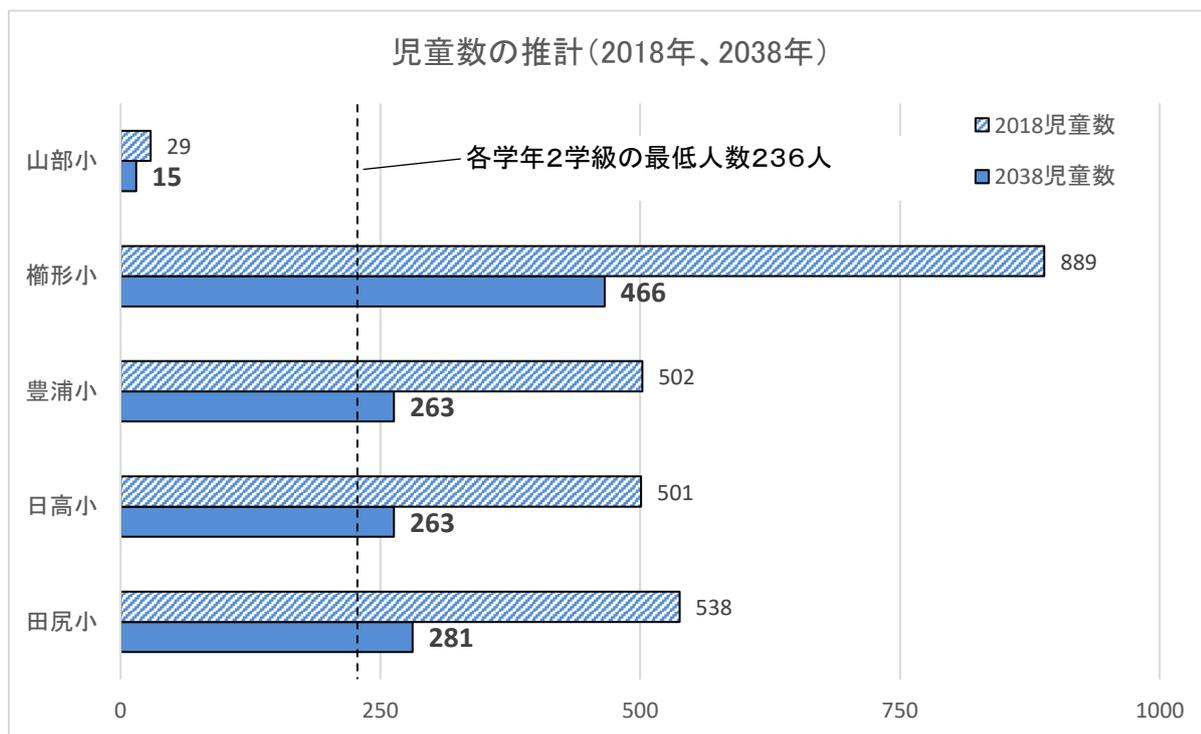
(1) 小学校児童数

ア 平成30年5月1日現在 (単位：人)

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特支級	計
山部小	児童数	2	9	1	6	4	7		29
	学級数	1		1		1	1		4
楡形小	児童数	123	117	161	141	141	151	55	889
	学級数	4	4	5	4	4	5		26
豊浦小	児童数	86	72	84	84	74	78	24	502
	学級数	3	3	3	3	2	2		16
日高小	児童数	79	63	81	72	83	96	27	501
	学級数	3	2	3	2	3	3		16
田尻小	児童数	73	73	86	82	98	84	42	538
	学級数	3	3	3	3	3	3		18
計	児童数								2,459

イ 20年後推計 (単位：人)

山部小	児童数	15	日高小	児童数	263
	学級数	3		学級数	12
楡形小	児童数	466	田尻小	児童数	281
	学級数	14		学級数	12
豊浦小	児童数	263	計	児童数	1,288
	学級数	12			



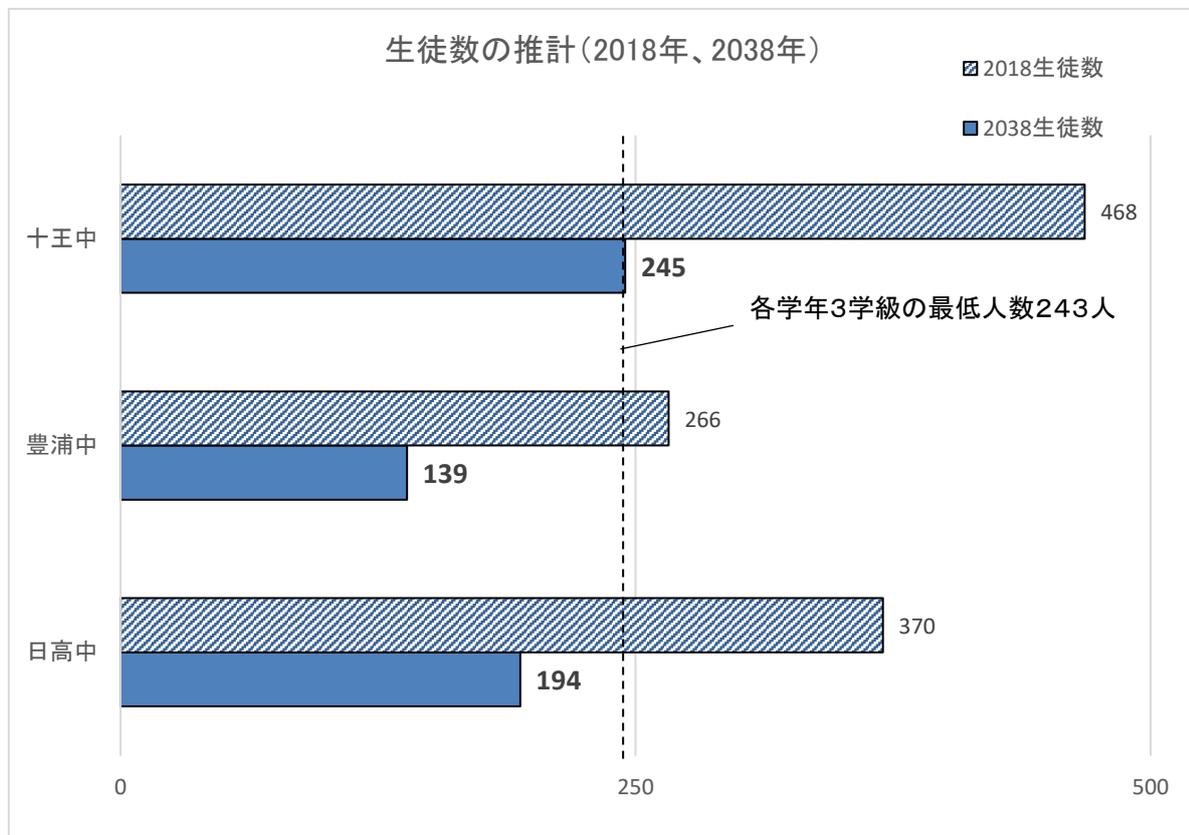
(2) 中学校生徒数

ア 平成30年5月1日現在 (単位:人)

		1学年	2学年	3学年	特支級	計
十王中	生徒数	149	160	145	14	468
	学級数	5	5	5		15
豊浦中	生徒数	80	85	95	6	266
	学級数	2	3	3		8
日高中	生徒数	113	111	126	20	370
	学級数	4	4	4		12
計	生徒数					1,104

イ 20年後推計 (単位:人)

十王中	生徒数	245
	学級数	9
豊浦中	生徒数	139
	学級数	6
日高中	生徒数	194
	学級数	6
計	生徒数	578



本庁管内 学校基本情報

(助川町、宮田町、神峰町、本宮町、若葉町、平和町、鹿島町、弁天町、幸町、旭町、相賀町、会瀬町、城南町、高鈴町、白銀町、東町、成沢町、東成沢町、中成沢町、西成沢町、滑川町、滑川本町、東滑川町)

1 児童生徒数

(1) 小学校児童数

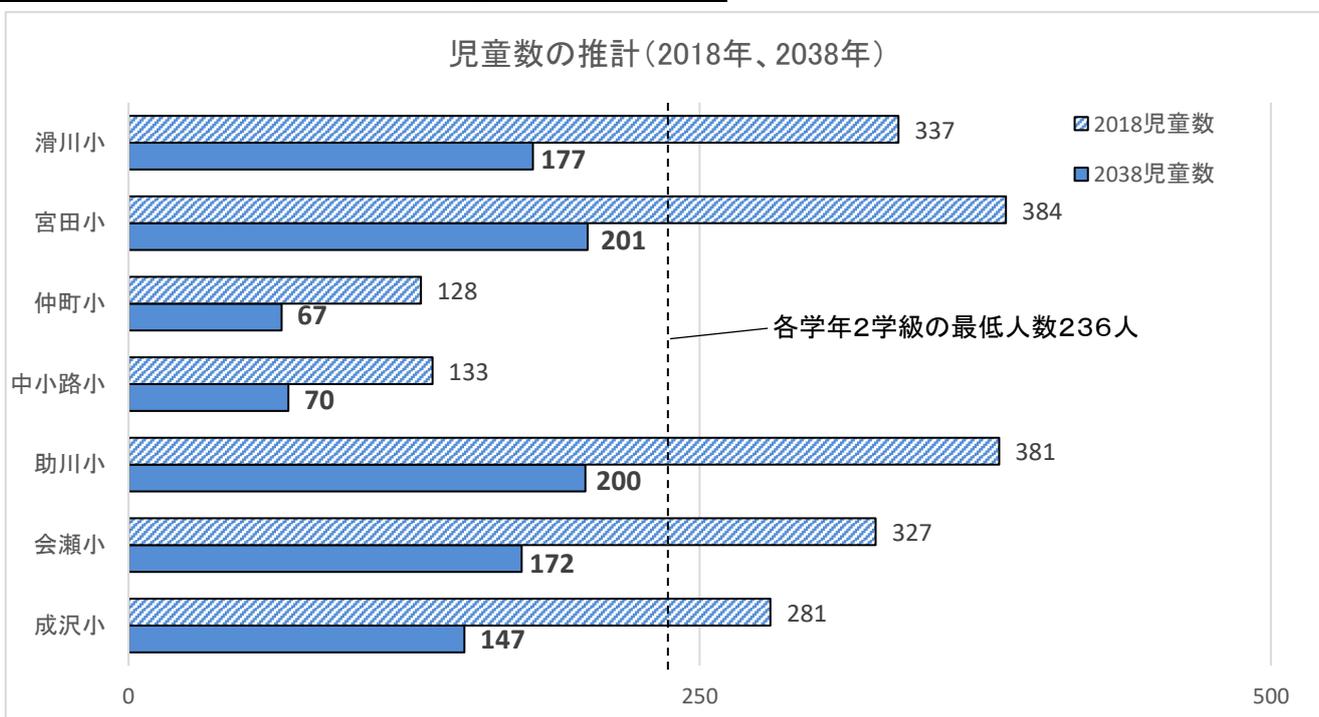
ア 平成30年5月1日現在 (単位：人)

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特支級	計
滑川小	児童数	52	59	47	45	48	47	39	337
	学級数	2	2	2	2	2	2		12
宮田小	児童数	64	56	51	53	73	66	21	384
	学級数	2	2	2	2	2	2		12
仲町小	児童数	18	16	18	17	24	11	24	128
	学級数	1	1	1	1	1	1		6
中小路小	児童数	19	20	22	18	20	24	10	133
	学級数	1	1	1	1	1	1		6
助川小	児童数	59	58	54	43	73	69	25	381
	学級数	2	2	2	2	3	2		13
会瀬小	児童数	40	49	54	50	62	54	18	327
	学級数	2	2	2	2	2	2		12
成沢小	児童数	41	39	31	54	52	45	19	281
	学級数	2	2	1	2	2	2		11
計	児童数								1,971

イ 20年後推計 (単位：人)

滑川小	児童数	177	中小路小	児童数	70	成沢小	児童数	147
	学級数	6		学級数	6		学級数	6
宮田小	児童数	201	助川小	児童数	200	計	児童数	1,034
	学級数	6		学級数	6			
仲町小	児童数	67	会瀬小	児童数	172			
	学級数	6		学級数	6			

児童数の推計(2018年、2038年)



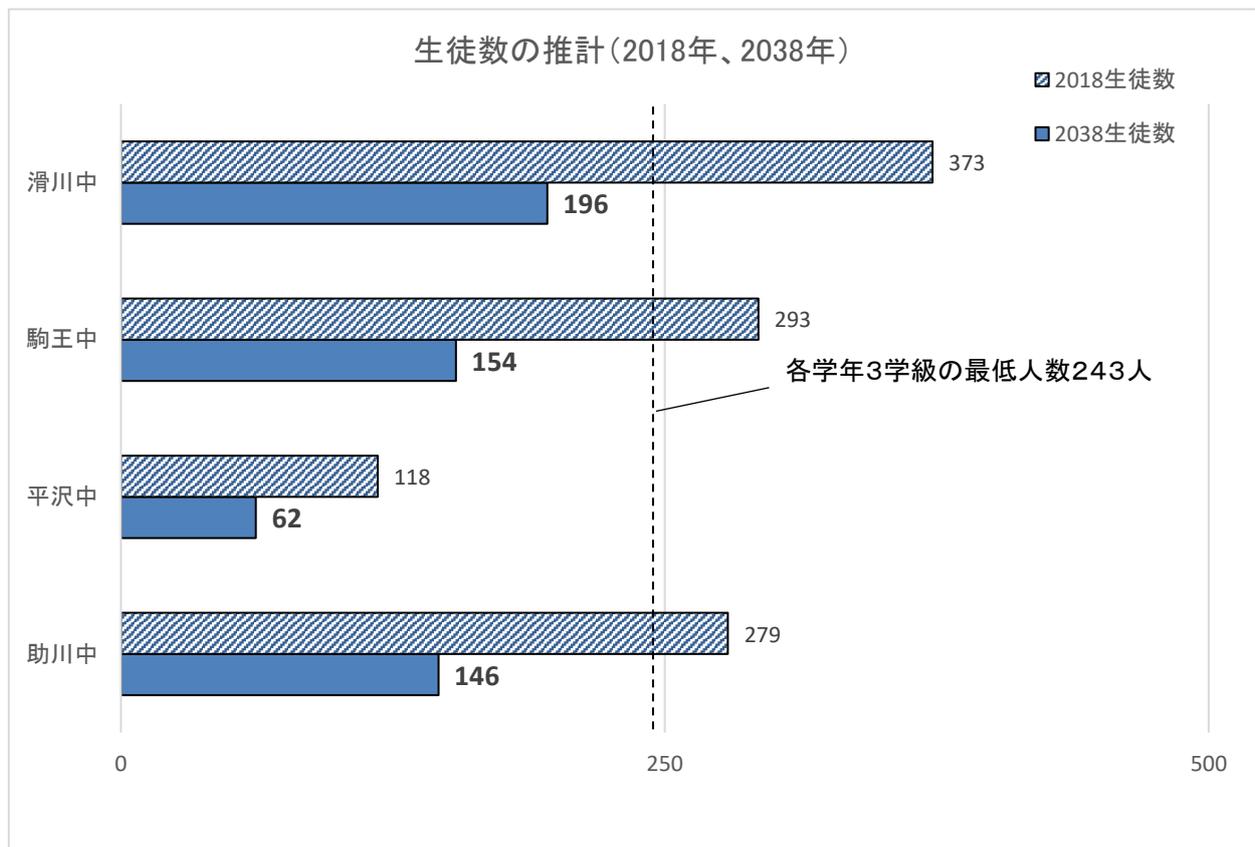
(2) 中学校生徒数

ア 平成30年5月1日現在 (単位:人)

		1学年	2学年	3学年	特支級	計
滑川中	生徒数	105	147	110	11	373
	学級数	3	5	4		12
駒王中	生徒数	77	101	98	17	293
	学級数	2	3	3		8
平沢中	生徒数	40	26	46	6	118
	学級数	1	1	2		4
助川中	生徒数	98	92	81	8	279
	学級数	3	3	3		9
計	生徒数					1,063

イ 20年後推計 (単位:人)

滑川中	生徒数	196
	学級数	6
駒王中	生徒数	154
	学級数	6
平沢中	生徒数	62
	学級数	3
助川中	生徒数	146
	学級数	6
計	生徒数	558



多賀支所管内 学校基本情報

(多賀町、桜川町、末広町、大久保町、千石町、鮎川町、河原子町、東多賀町、国分町、諏訪町、東金沢町、金沢町、東大沼町、大沼町、森山町、水木町、中丸町、塙山町、台原町、みかの原町)

1 児童生徒数

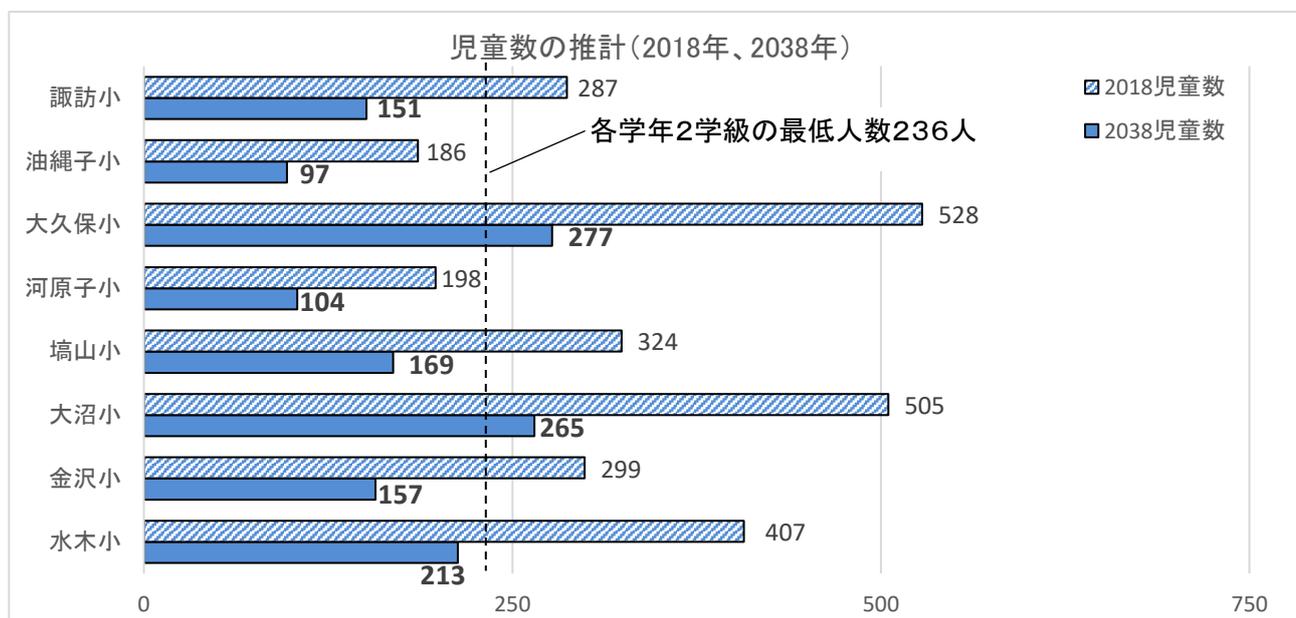
(1) 小学校児童数

ア 平成30年5月1日現在 (単位：人)

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特支級	計
諏訪小	児童数	40	51	41	47	44	54	10	287
	学級数	2	2	2	2	2	2		12
油繩子小	児童数	23	24	36	22	26	29	26	186
	学級数	1	1	1	1	1	1		6
大久保小	児童数	85	76	90	70	84	92	31	528
	学級数	3	3	3	3	3	3		18
河原子小	児童数	29	21	39	29	29	36	15	198
	学級数	1	1	1	1	1	1		6
塙山小	児童数	46	40	48	47	57	68	18	324
	学級数	2	2	2	2	2	2		12
大沼小	児童数	79	73	80	77	75	88	33	505
	学級数	3	3	3	2	2	3		16
金沢小	児童数	37	40	40	45	52	55	30	299
	学級数	2	2	1	2	2	2		11
水木小	児童数	66	57	54	79	55	72	24	407
	学級数	2	2	2	2	2	3		13
計	児童数								2,734

イ 20年後推計 (単位：人)

諏訪小	児童数	151	河原子小	児童数	104	金沢小	児童数	157
	学級数	6		学級数	6		学級数	6
油繩子小	児童数	97	塙山小	児童数	169	水木小	児童数	213
	学級数	6		学級数	6		学級数	8
大久保小	児童数	277	大沼小	児童数	265	計	児童数	1,433
	学級数	12		学級数	12			



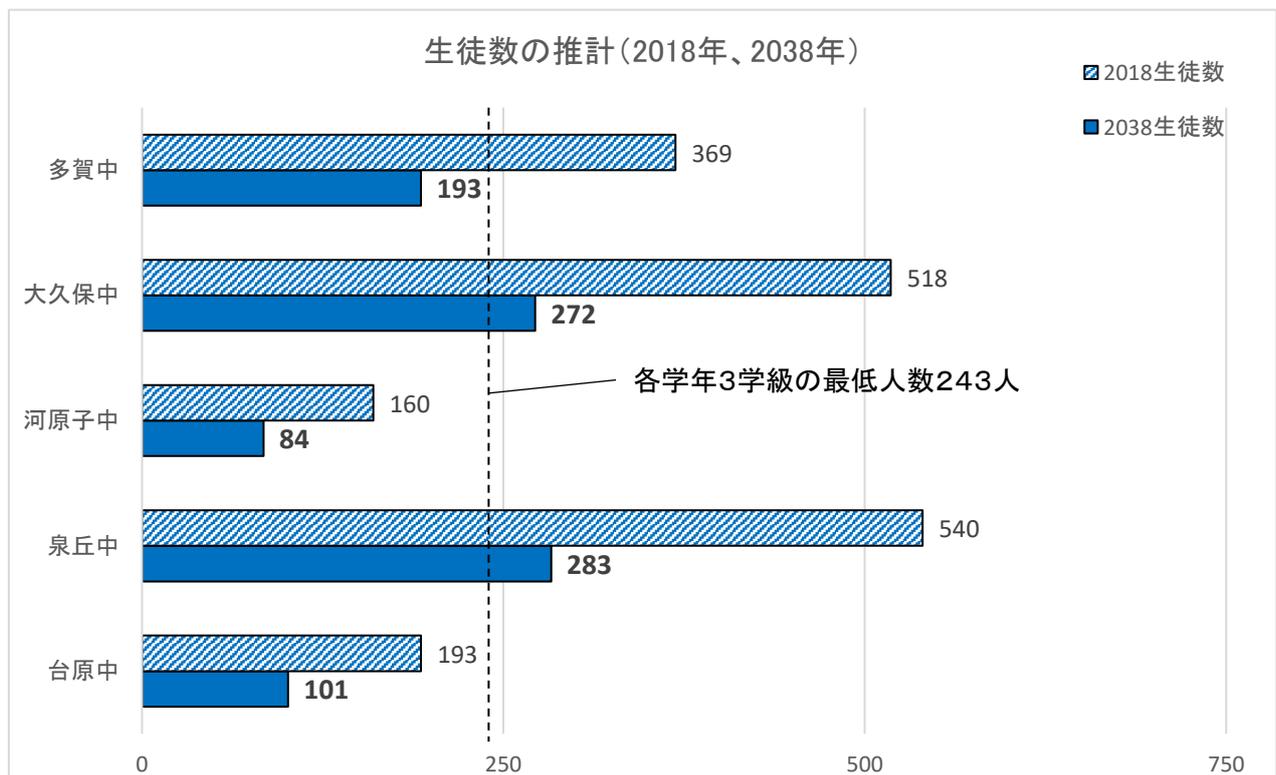
(2) 中学校生徒数

ア 平成30年5月1日現在（単位：人）

		1学年	2学年	3学年	特支級	計
多賀中	生徒数	114	127	105	23	369
	学級数	4	4	3		11
大久保中	生徒数	162	150	186	20	518
	学級数	5	5	6		16
河原子中	生徒数	47	50	59	4	160
	学級数	2	2	2		6
泉丘中	生徒数	167	177	175	21	540
	学級数	5	5	5		15
台原中	生徒数	42	62	69	20	193
	学級数	2	2	2		6
計	生徒数					1,780

イ 20年後推計（単位：人）

多賀中	生徒数	193
	学級数	6
大久保中	生徒数	272
	学級数	9
河原子中	生徒数	84
	学級数	3
泉丘中	生徒数	283
	学級数	9
台原中	生徒数	101
	学級数	3
計	生徒数	933



南部支所管内 学校基本情報

(久慈町、大みか町、石名坂町、南高野町、茂宮町、大和田町、神田町、下土木内町、留町、みなど町)

1 児童生徒数

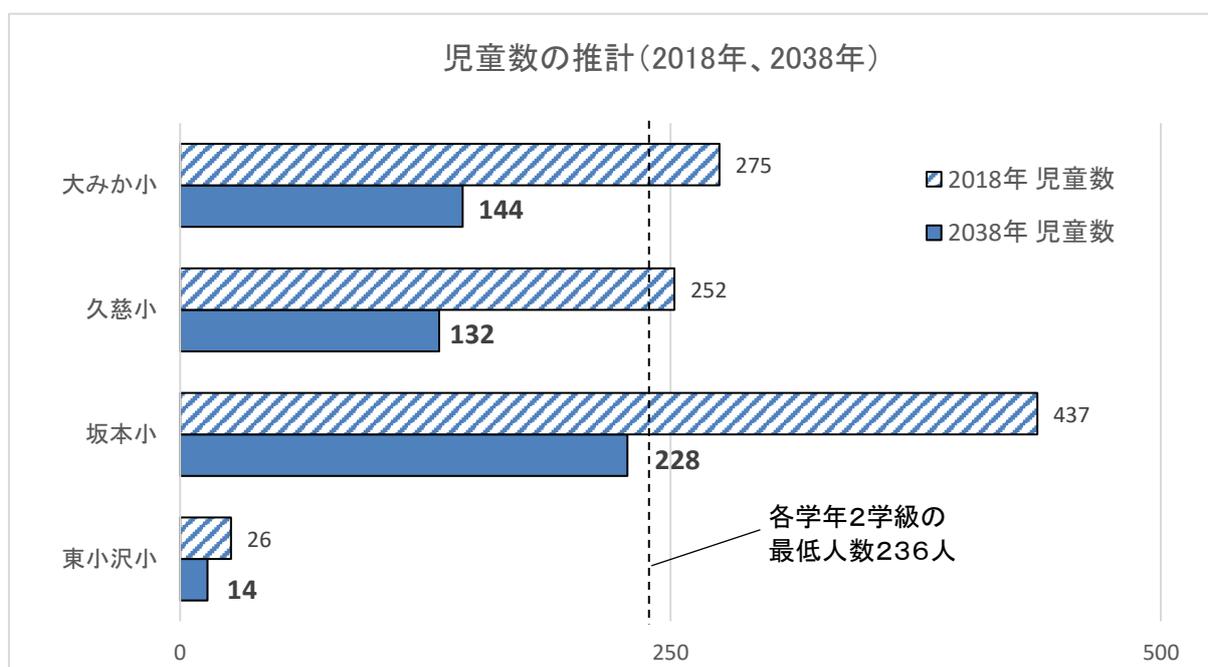
(1) 小学校児童数

ア 平成30年5月1日現在 (単位：人)

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特支級	計
大みか小	児童数	35	51	36	42	38	57	16	275
	学級数	1	2	1	2	1	2		9
久慈小	児童数	31	47	51	35	41	37	10	252
	学級数	1	2	2	1	2	1		9
坂本小	児童数	64	66	72	60	88	73	14	437
	学級数	2	2	2	2	3	2		13
東小沢小	児童数	2	2	3	7	6	6		26
	学級数		1		1		1		3
計	児童数								990

イ 20年後推計 (単位：人)

大みか小	児童数	144
	学級数	6
久慈小	児童数	132
	学級数	6
坂本小	児童数	228
	学級数	8
東小沢小	児童数	14
	学級数	3
計	児童数	518



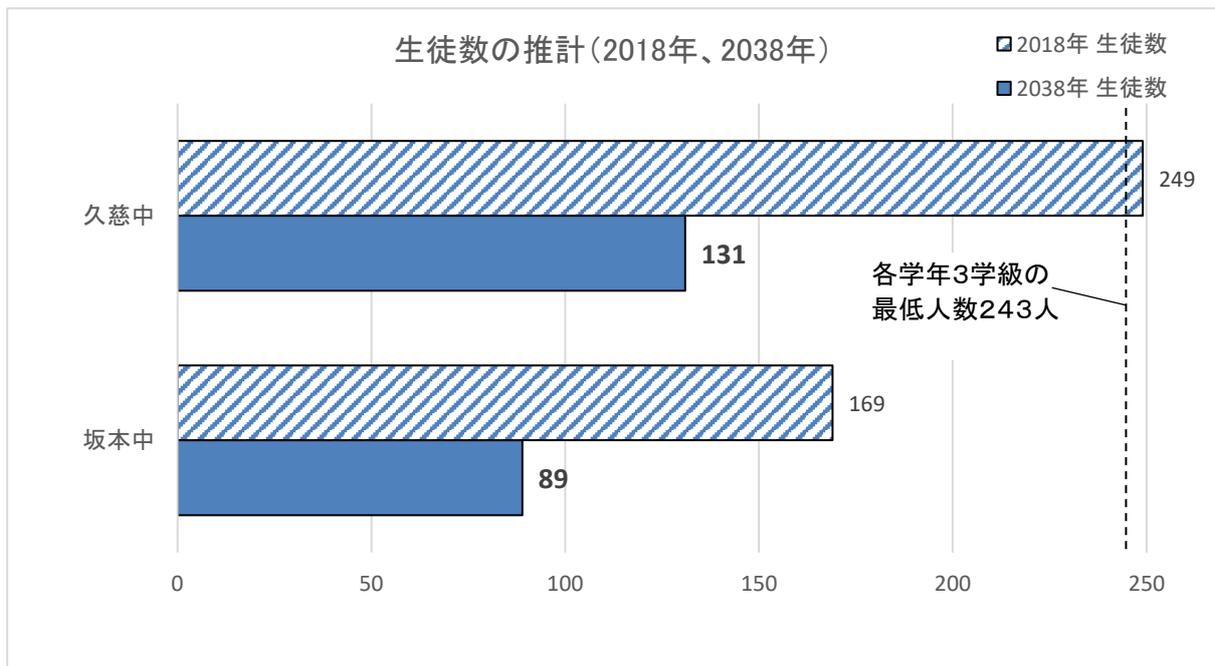
(2) 中学校生徒数

ア 平成30年5月1日現在 (単位：人)

		1学年	2学年	3学年	特支級	計
久慈中	生徒数	82	74	83	10	249
	学級数	3	2	3		8
坂本中	生徒数	37	64	61	7	169
	学級数	1	2	2		5
計	生徒数					418

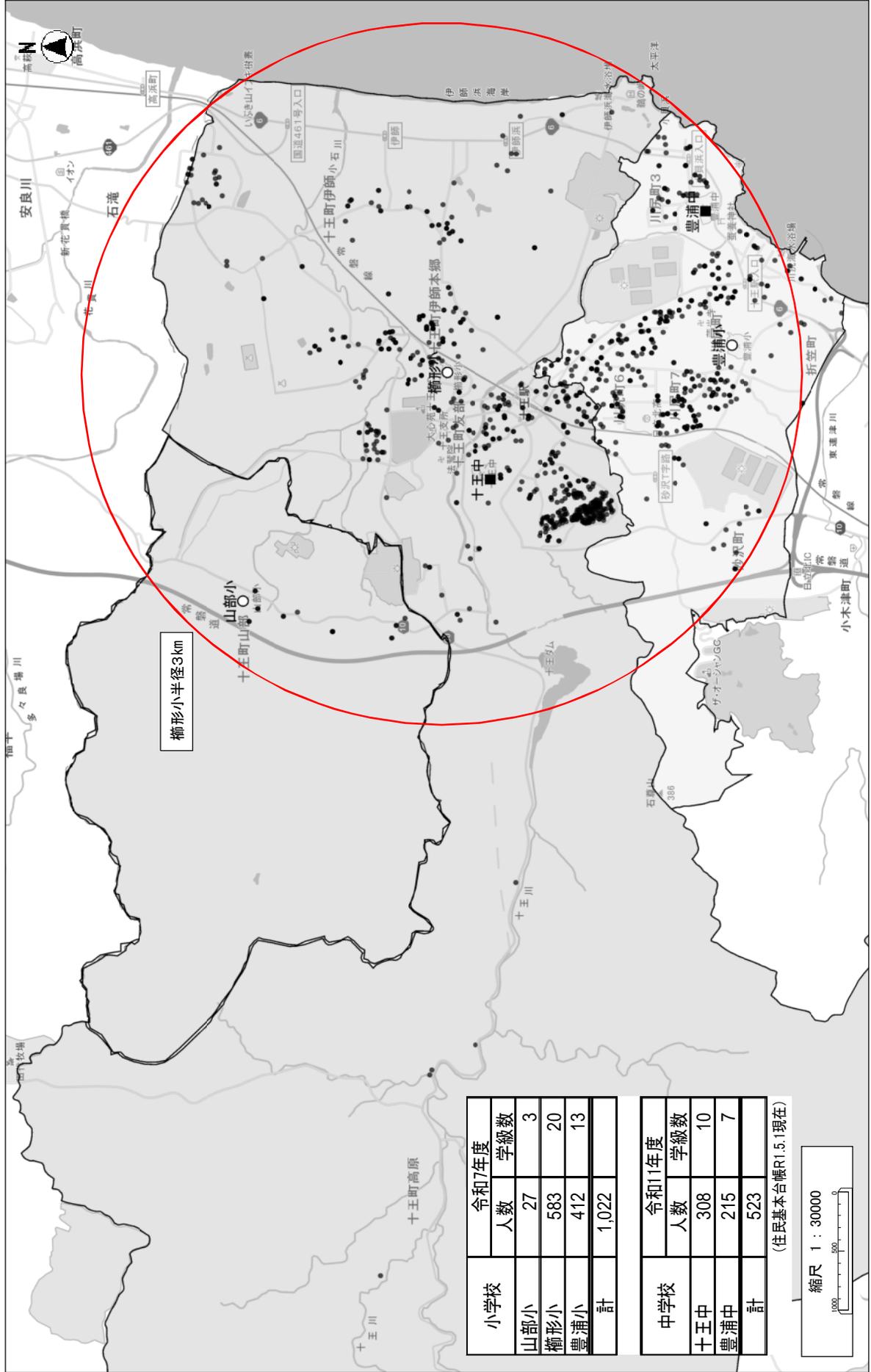
イ 20年後推計 (単位：人)

久慈中	生徒数	131
	学級数	6
坂本中	生徒数	89
	学級数	3
計	生徒数	220

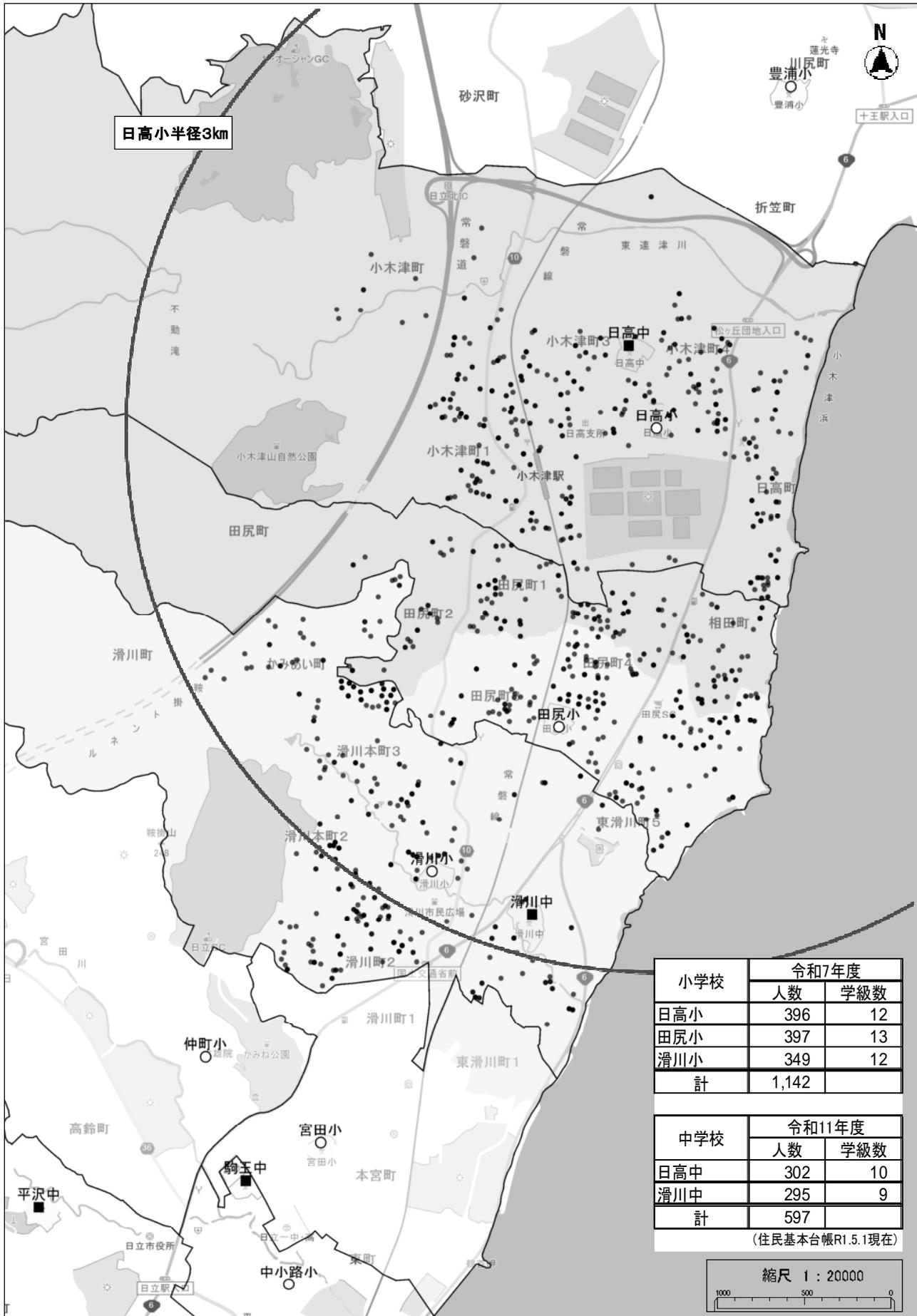


5 未就学児分布(7つのエリア)

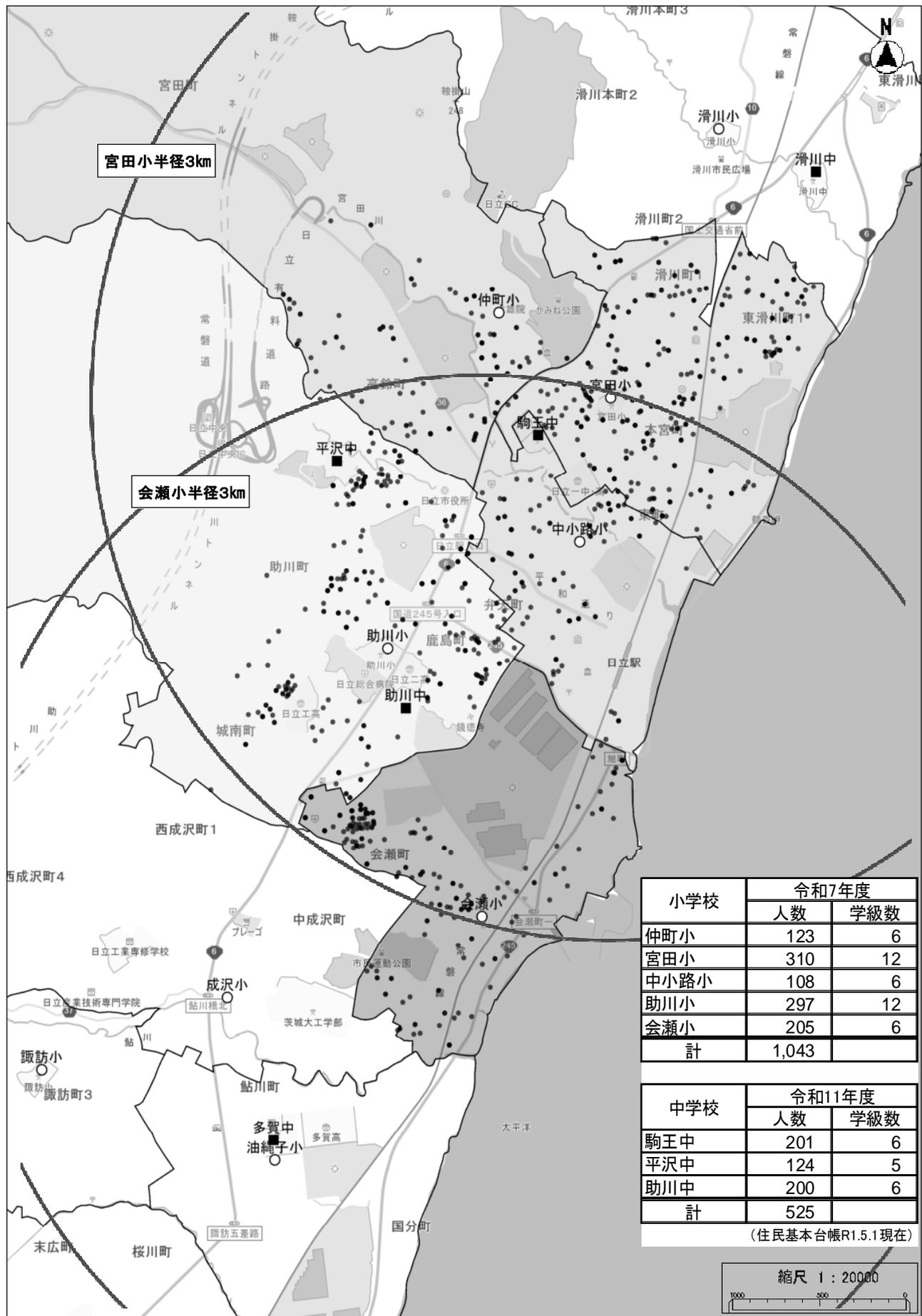
(1)十王・豊浦エリア 未就学児分布(令和元年5月1日現在)



(2) 日高・田尻・滑川エリア 未就学児分布(令和元年5月1日現在)



(3)本庁エリア 未就学児分布(令和元年5月1日現在)



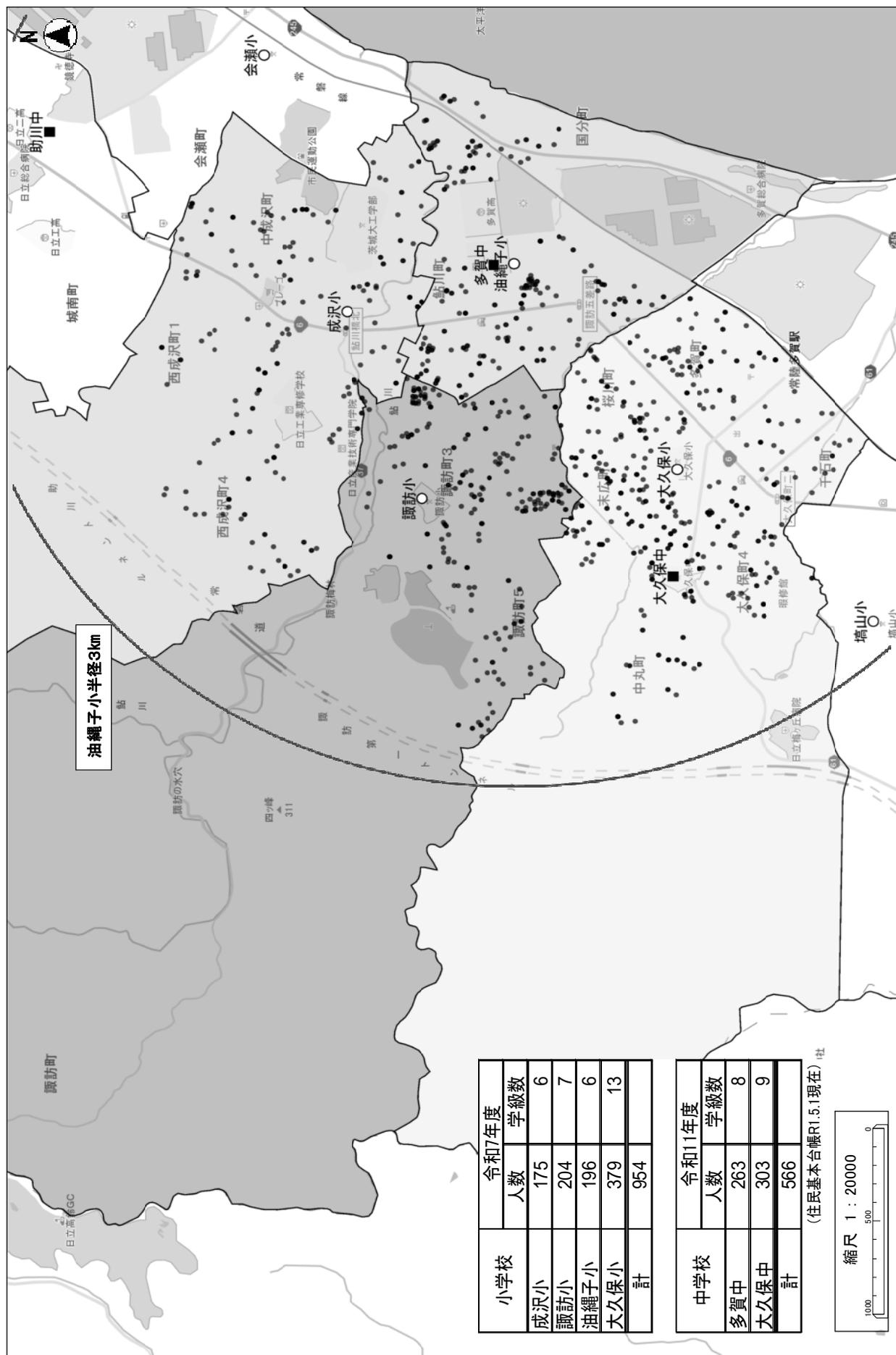
小学校	令和7年度	
	人数	学級数
仲町小	123	6
宮田小	310	12
中小路小	108	6
助川小	297	12
会瀬小	205	6
計	1,043	

中学校	令和11年度	
	人数	学級数
駒王中	201	6
平沢中	124	5
助川中	200	6
計	525	

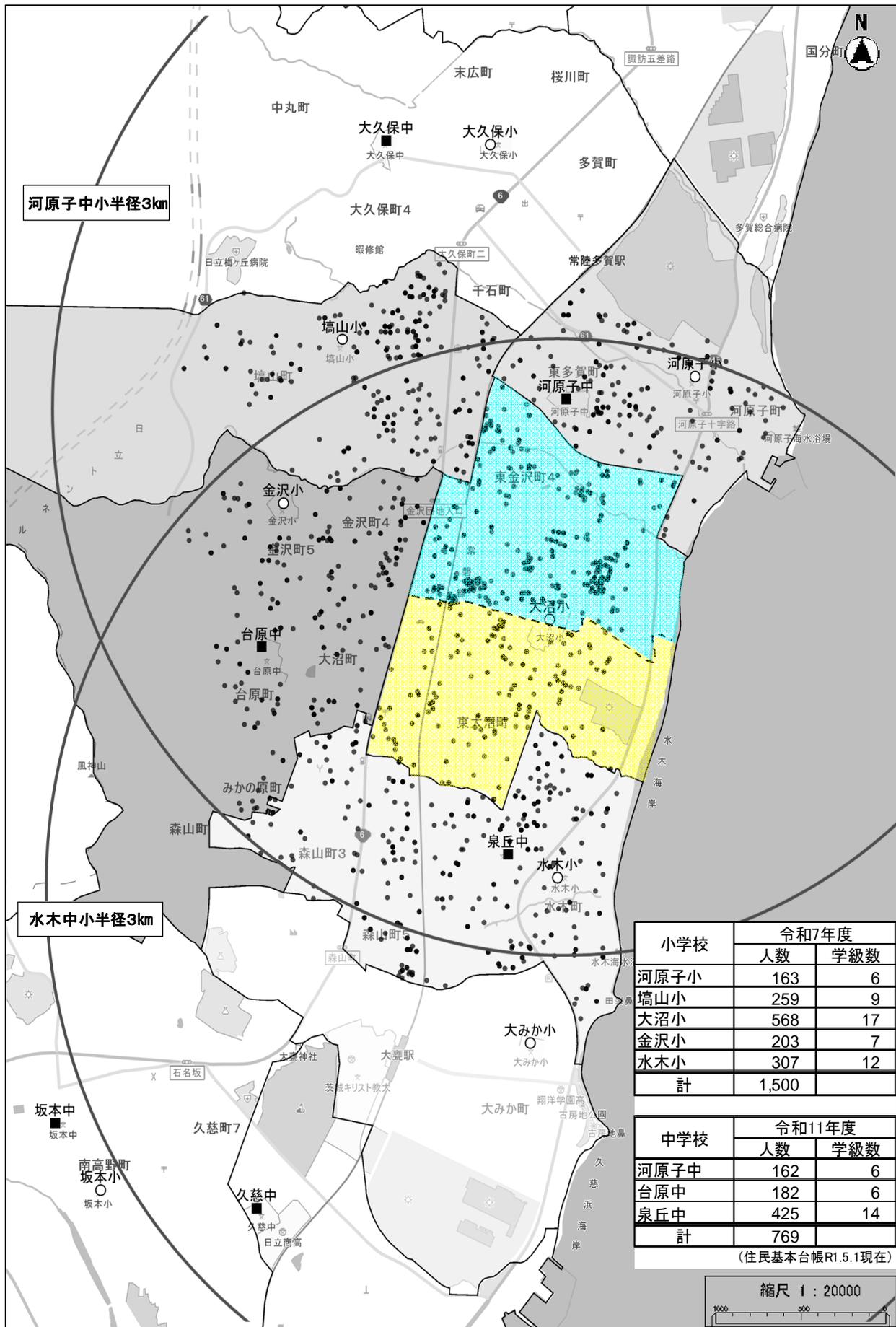
(住民基本台帳R1.5.1現在)



(4) 多賀北エリア 未就学児分布(令和元年5月1日現在)



(5) 多賀南エリア 未就学児分布(令和元年5月1日現在)



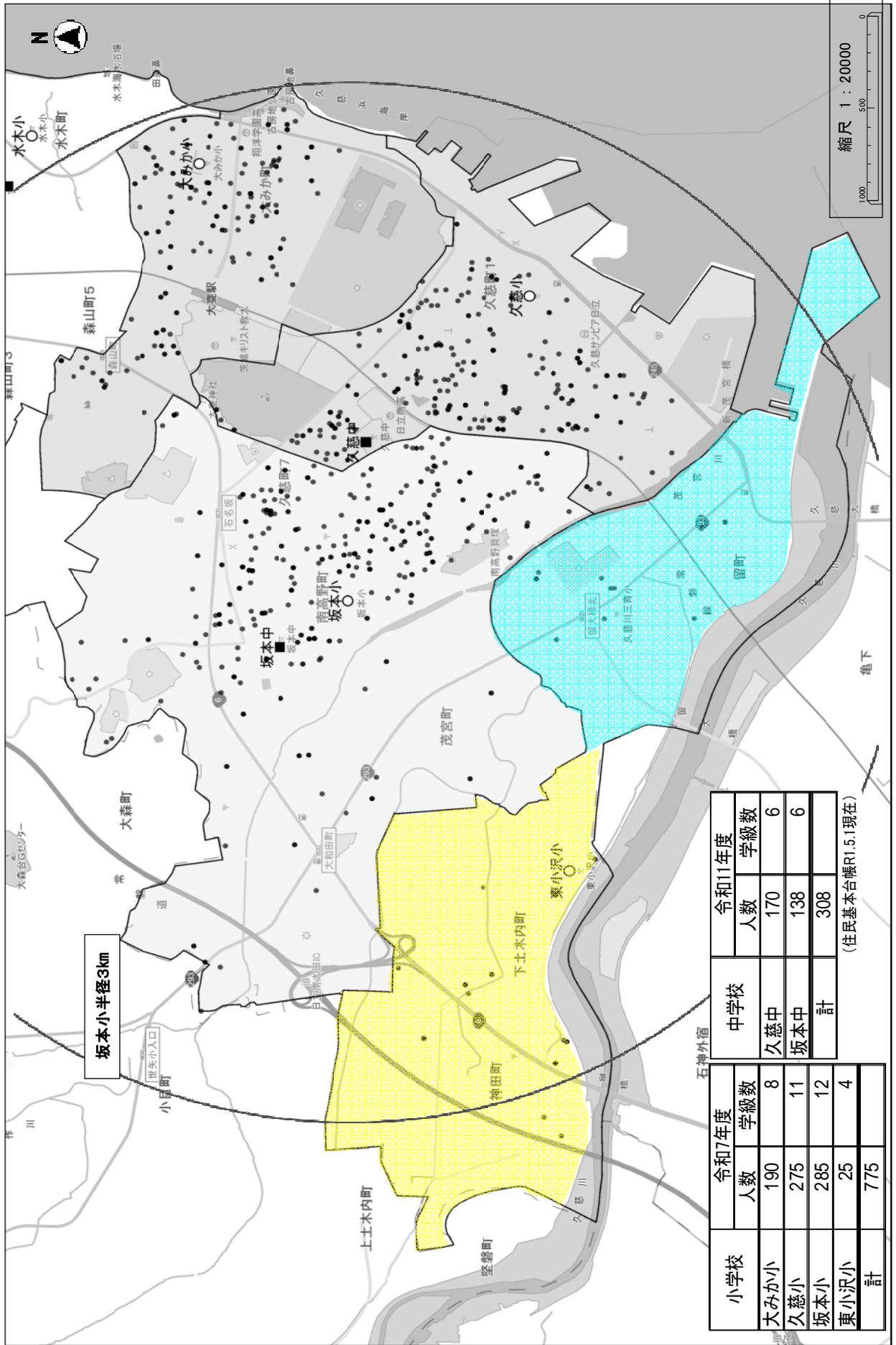
小学校	令和7年度	
	人数	学級数
河原子小	163	6
塙山小	259	9
大沼小	568	17
金沢小	203	7
水木小	307	12
計	1,500	

中学校	令和11年度	
	人数	学級数
河原子中	162	6
台原中	182	6
泉丘中	425	14
計	769	

(住民基本台帳R1.5.1現在)



(6) 南部エリア 未就学児分布(令和元年5月1日現在)

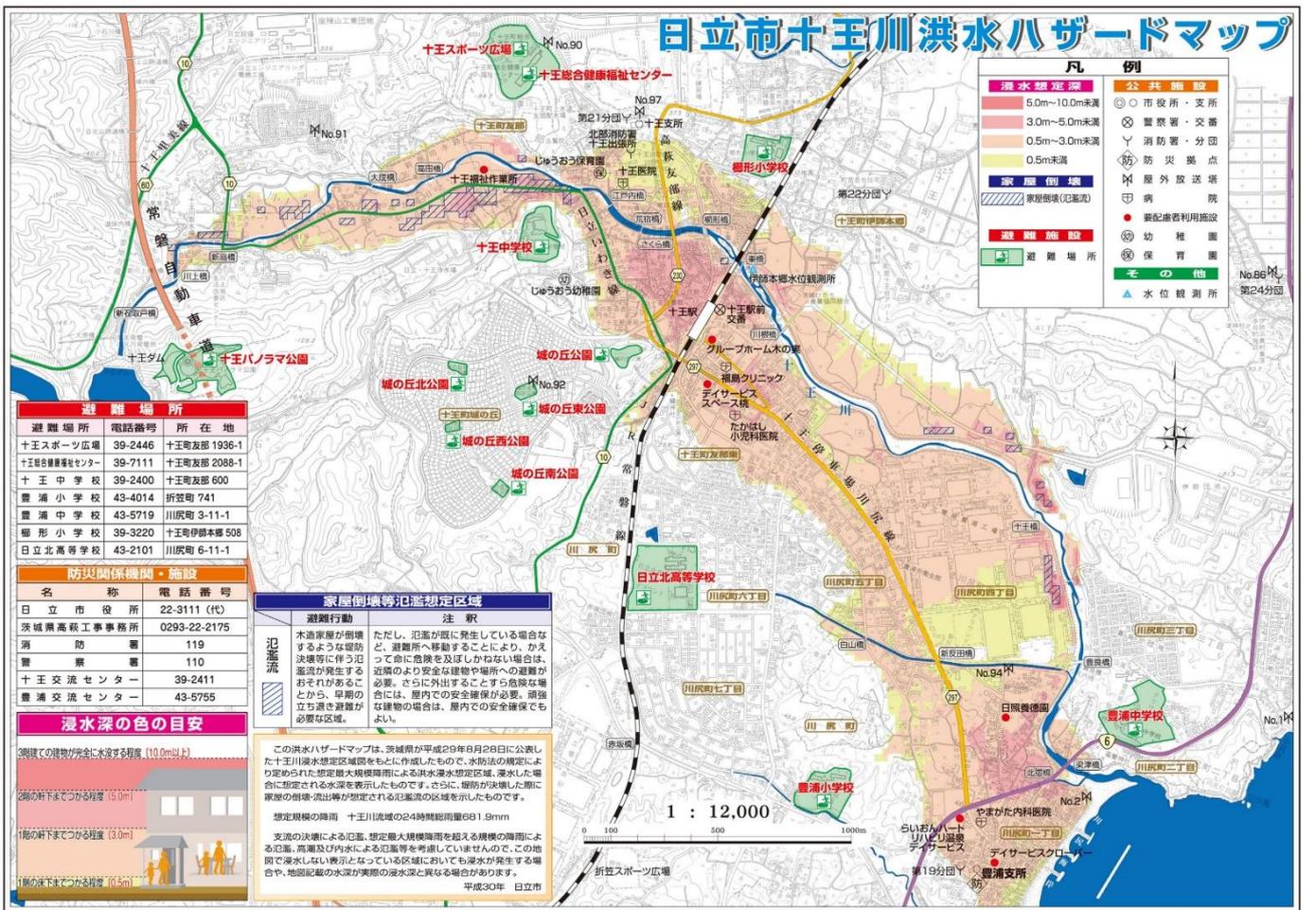
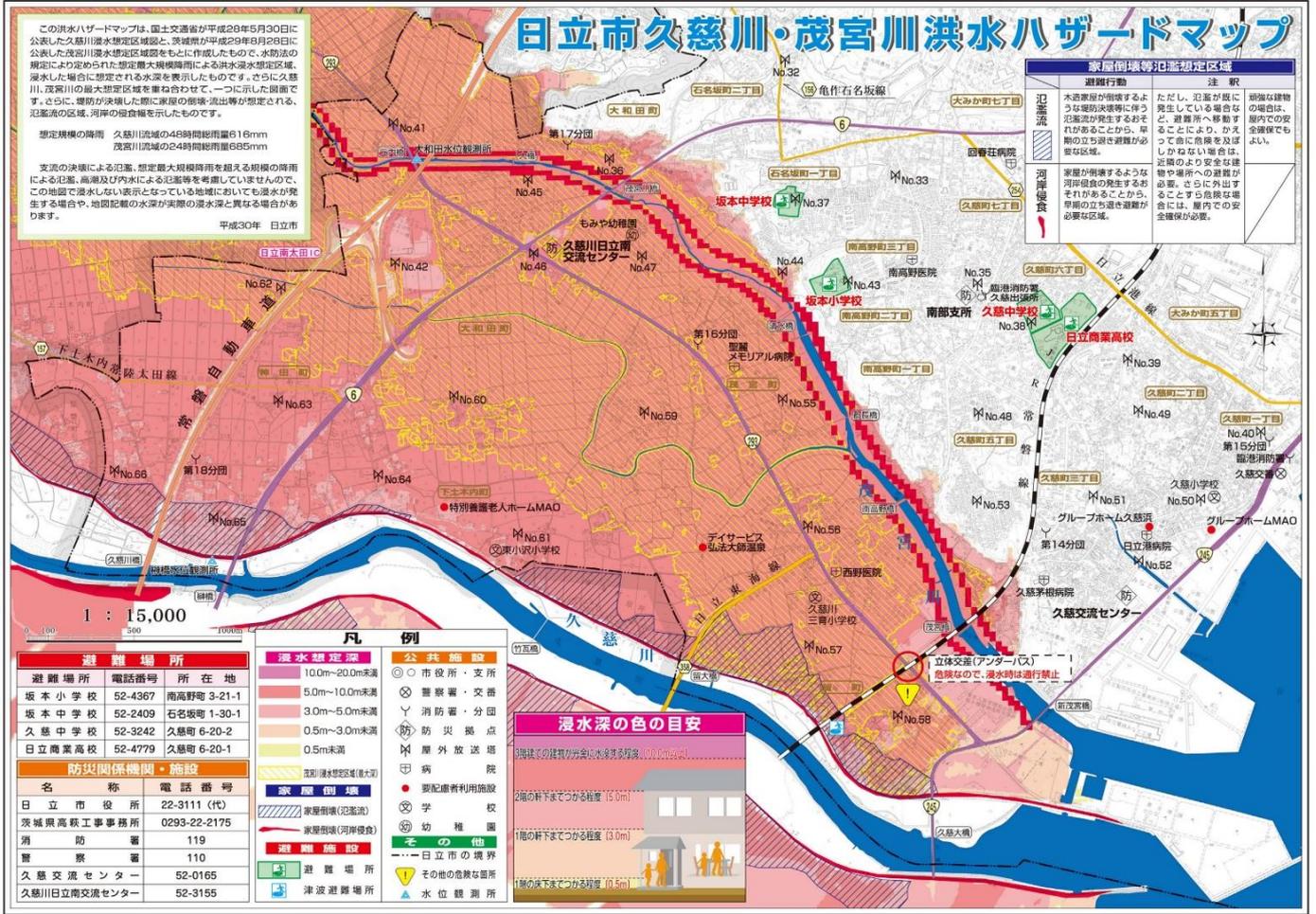


小学校	令和7年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数
大みか小	190	8	170	6
久慈小	275	11	138	6
坂本小	285	12		
東小沢小	25	4	308	
計	775			

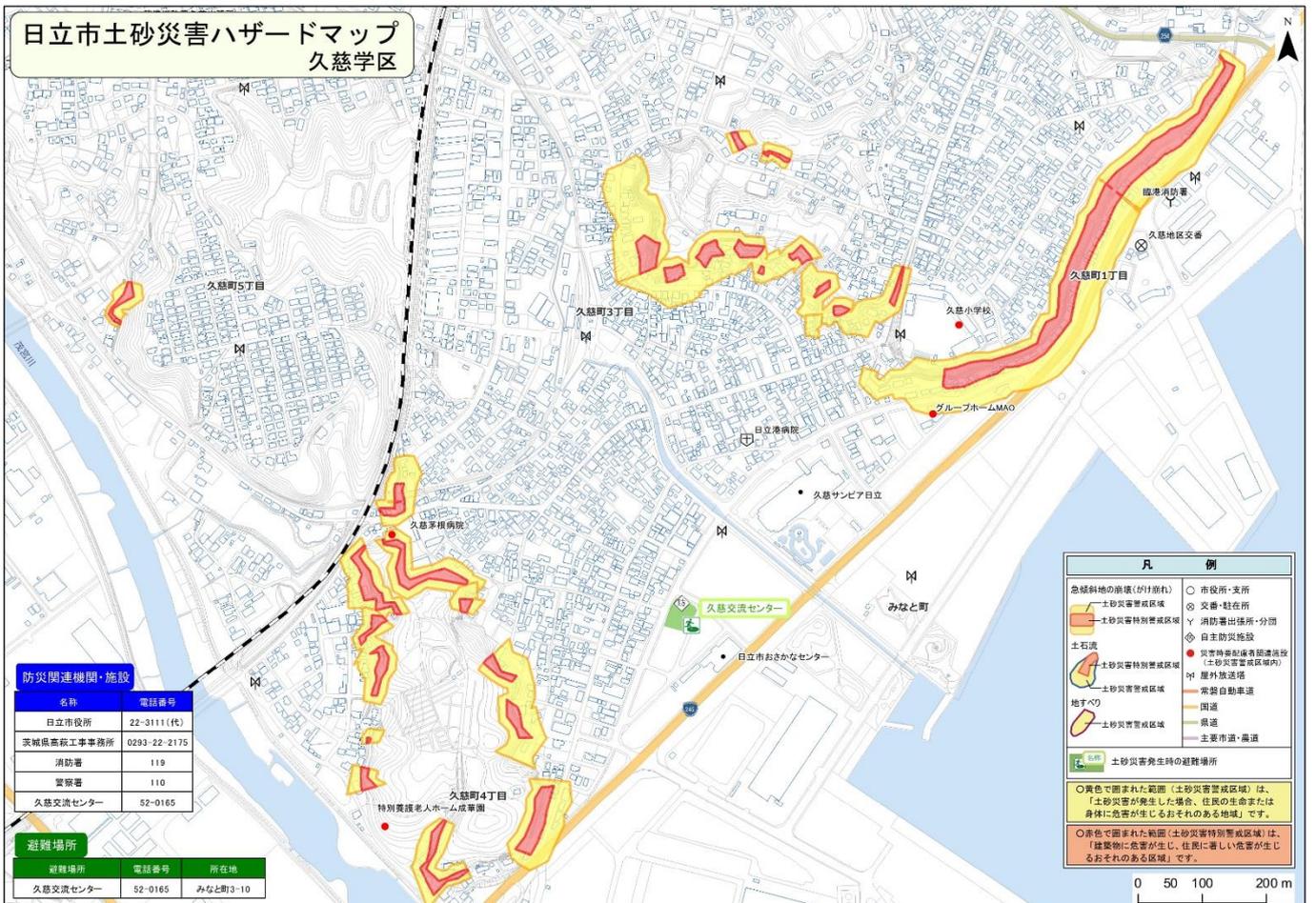
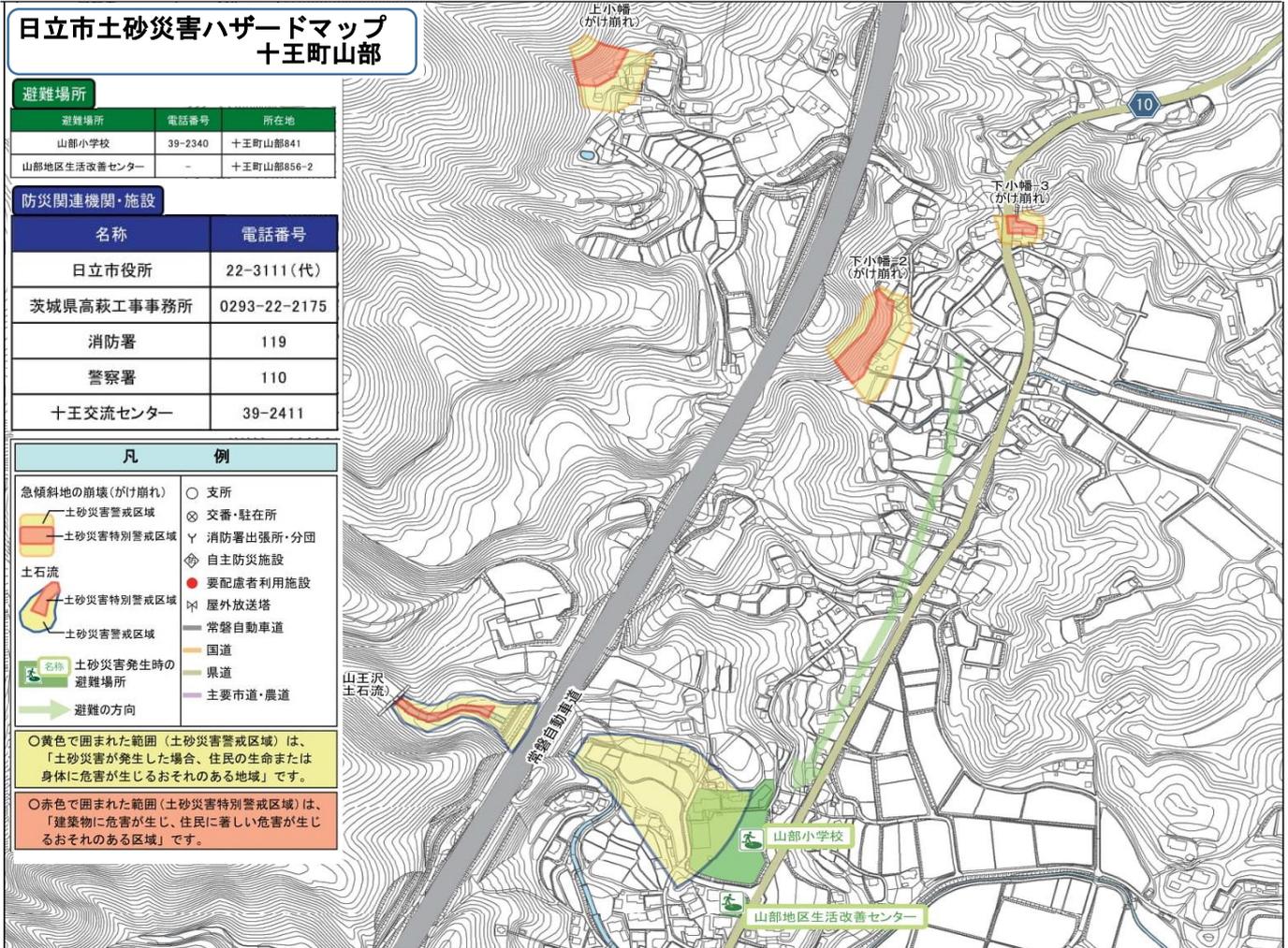
中学校	令和11年度	
	人数	学級数
久慈中	170	6
坂本中	138	6
計	308	

(住民基本台帳R1.5.1現在)

7 洪水ハザードマップ

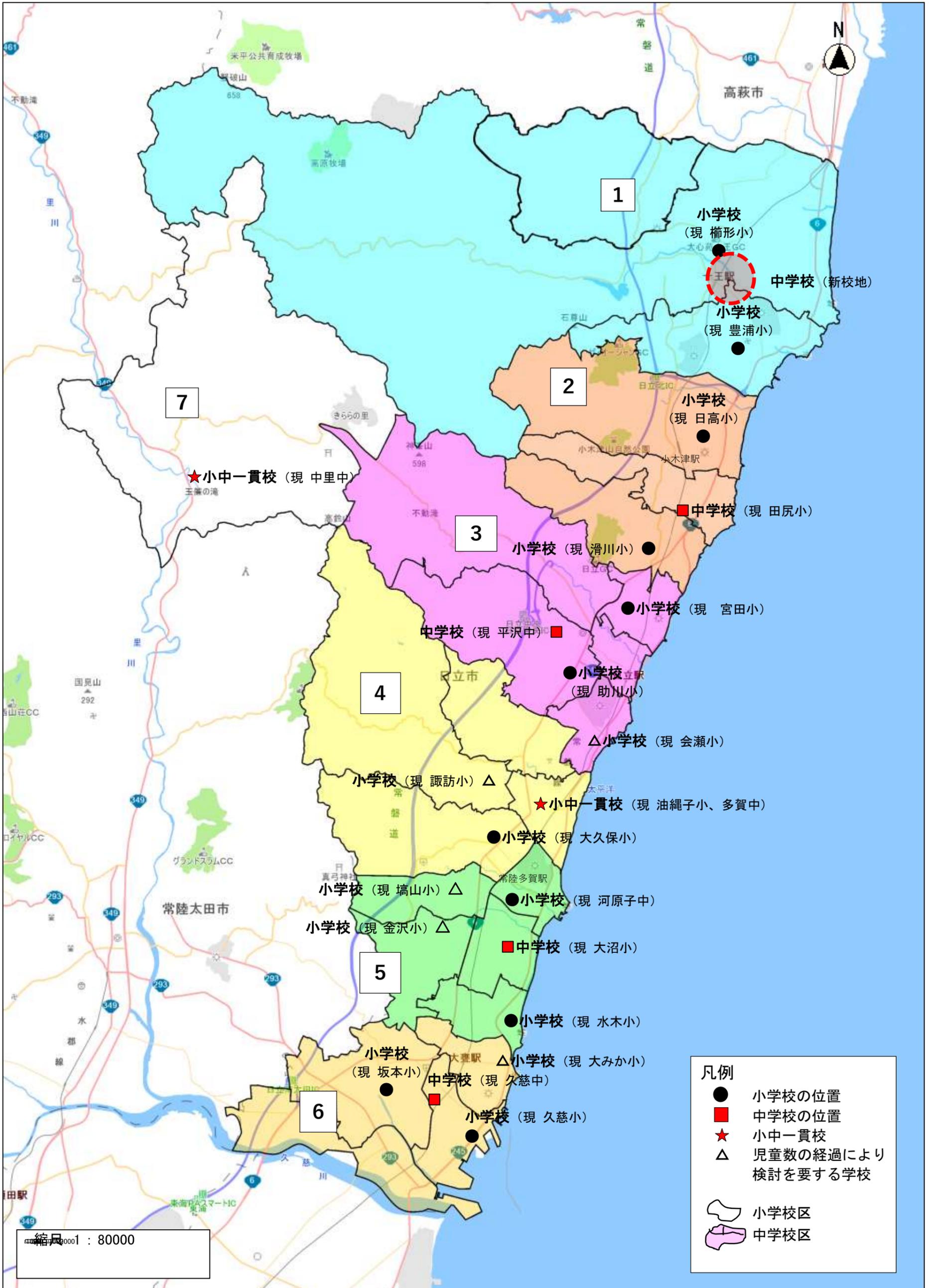


8 土砂災害ハザードマップ



9 第4期終了後の配置案

この配置案は、本計画策定時の児童生徒数推計や居住分布、その他の資料に基づいて想定されるものです。本計画は、教育環境の変化等に応じて見直しながら進めますので、この配置案は確定されたものではありません。



10 検討委員会における検討経過（H28年度～R2年度）

	年月日	検討委員会	その他	内容（説明事項等）
平成28年度	11月4日	第1回		・検討の背景と進め方
	11月30日	第2回		・市内小中学校の視察 ・宮田小学校・助川中学校
	11月28日 ～12月20日		市民アンケート	・小中学校の適正規模に関する意識調査 ・対象者は、小中学校の保護者及び18歳以上の一般市民、全教職員約7,000人（回収率70.7%）
	12月19日	第3回		・学校視察を踏まえた意見交換
	1月23日 ～2月1日		地域懇談会（第1回）	・学校適正配置に関する意見を伺う懇談（本庁・支所管内（7か所）で開催）
	2月27日	第4回		・意識調査結果の中間報告、地域懇談会の結果報告、基本方針の骨子、その他意見交換
平成29年度	4月28日	第5回		・学校の適正規模や配慮事項についての意見交換
	7月28日	第6回		・基本方針(素案)について検討
	8月30日	第7回		
	10月16日 ～11月29日		地域懇談会（第2回）	・基本方針(素案)に関する意見を伺う懇談会（市内各所(17か所)で開催）
	1月29日	第8回		・基本方針(提言案)について検討
	2月15日	第9回		・基本方針(提言案)について検討 ・提言書提出
	3月22日			・基本方針策定

	年月日	検討委員会	その他	内容（説明事項等）
平成30年度	6月25日	第10回		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の概要について ・今年度のスケジュールについて ・保護者懇談会の概要について ・児童生徒数の推計について
	6月30日 ～10月28日		保護者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の周知及び保護者との意見交換を目的に市内全中学校区で(中学校15校を会場に)計29回開催。 (対象)小中学生及び未就学児の保護者(参加者数)372人
	9月7日	第11回		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会の開催結果について(中間報告)
	10月29日	第12回		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会の開催結果について(最終報告) ・市内小中学校の現状について(南部支所管内)
	12月17日	第13回		<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の現状について(十王・豊浦・日高支所管内)
	1月21日	第14回		<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の現状について(本庁管内)
	2月19日	第15回		<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の現状について(多賀支所管内)
令和元年度	6月26日	第16回		<ul style="list-style-type: none"> ・学校再編計画の検討方法について
	10月30日	第17回		<ul style="list-style-type: none"> ・学校再編の考え方について
	11月27日	第18回		<ul style="list-style-type: none"> ・新しい学校配置案について
	12月23日	第19回		<ul style="list-style-type: none"> ・新しい学校配置案について
	1月27日	第20回		<ul style="list-style-type: none"> ・新しい学校配置案について
	2月20日	第21回		<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)日立市立学校再編計画(素案)について
令和2年度	4月13日	第22回		<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)日立市立学校再編計画(素案)について ・市民への周知及び意見聴取の方法について
	6月15日	第23回		<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)日立市立学校再編計画(素案)について ・市民への周知及び意見聴取の方法について

日上市立学校適正配置基本方針

平成 30 年 3 月

日上市教育委員会

